

第 1 2 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

令和 6 年 12 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 1 2 8 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	1 0

第 2 号 (12月3日)

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 2
○一般質問	1 3
夏 堀 剛 充 君	1 3
工 藤 愛 君	1 8

沼 畑 俊 吉 君	2 9
松 本 啓 吾 君	3 5
小 橋 昭 裕 君	4 2
○散会の宣告	5 0

第 3 号 (12月4日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 2
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○職務のため出席した者の職氏名	5 3
○開議の宣告	5 4
○報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第94号から議案第96号までの委員会報告、討論、採決	5 5
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8

○発委第 1 号の上程、質疑、討論、採決	7 9
○委員会の閉会中の継続調査の件	8 0
○日程の追加	8 0
○町長追加提出議案提案理由の説明	8 1
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○閉会の宣告	8 3
○署名議員	8 7

令和 6 年11月29日（金曜日）

第 1 2 8 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第128回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年11月29日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君

健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一成君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター参事	岩間雅之君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	主査	佐々木慶
主査	小泉清夏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第128回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

（川守田稔議員 途中入場 午前10時01分）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、11月15日、議会運営委員会を開催し、第128回定例会の運営について、協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告1件、条例など10件のほか、令和6年度各会計補正予算6件の17件であります。

一般質問は、5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、11月29日から12月4日までの6日間としました。

なお、会期中11月30日、12月1日は休日のため、2日は議案熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、16番川守田稔君、4番工藤愛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、11月29日から12月4日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月4日までの6日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました6日間の会期中、11月30日、12月1日は休日のため、2日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりですので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案16件、ほかに委員会の閉会中の継続調査の件などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第128回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

今年の秋の叙勲では、坂本勝二氏が地方自治功勞により、西村茂氏が消防功勞により、瑞宝双光章の受章の榮に浴されました。

それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げるものでございます。

また、8月28日には、工藤正氏が、公益のため多額の私財を寄付した事績が認められ紺綬褒章の受章の榮に浴され、さらに先般、本年度の青森県褒章を受賞されました。

工藤氏よりいただいたご寄付については、昨年9月の定例会でご説明いたしましたとおり、南

部町児童生徒みらい基金に積立てし、町内の小・中学校、放課後児童クラブ、町民図書室における図書の整備費用に充てさせていただいているところであり、今回の受章を心からお祝い申し上げますとともに、あらためて感謝の意を表するものであります。

さて、旧名川町時代の平成16年から取り組んできたグリーンツーリズム事業「達者村」であります。この度、開村20周年の節目を迎え、10月20日に記念式典を開催したところであります。

農家生活体験やホームステイ、フルーツ狩りなどの農業観光、そのほか関連イベントなどの多彩な事業を展開し、全国から高い評価を得てまいりましたが、青森県をはじめとする関係機関のご協力はもちろんのこと、様々な活動に積極的に取り組んでいただいた地域住民の熱意があつてこそ成し得たものであり、ご協力いただいた皆様に、心より感謝を申し上げる次第であります。

この20周年の大きな節目を新たなスタートと位置づけ、さらに創意工夫を図りながら、豊かな交流を深め、地域の魅力を発信し、新たな達者村づくりに励んでまいり所存であり、関係各位のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

先般、若手職員で構成する「人口減少対策プロジェクトチーム」の企画による事業として、新型コロナウイルス感染症対策のパーティションとして使用されていたアクリル板を再利用し、「なべまる」などをデザインした「町オリジナルキーホルダー」6種類、1,500個を制作したところであります。

不要となった製品に新たな価値を与えて再生させる「アップサイクル事業」としては、県内の自治体では初の取り組みとなるものであります。

早速、達者村開村20周年記念式典においてキーホルダーを配布したところ、大変好評であり、今後も各種イベント等の会場で配布して、町のPRに活用する予定であります。

先月20日に、当町の秋の一大イベントとして定着しております「あおもり鍋自慢」を開催し、今月16日と17日には「南部町農産物フェア」を開催したところでありますが、新たな観光誘客の試みとして、10月25日から27日までと、11月1日から3日まで、「法光寺の夜間ライトアップ」を実施いたしました。

町内外からの観光客に無料で夜間拝観を楽しんでいただいたものでありますが、紅葉とともに照らされた承陽塔や本堂、山門の美しさに、来場者からは歓声があがっていたとのことであり、このように新たな町の魅力を発信する取り組みによって、さらに多くの方に南部町に興味を持っていただき、四季を通じて訪れていただくことを期待するものであります。

そして、12月1日には「なんぶりんご市」が開催されます。こちらも多くの来場者が見込まれますので、「果樹の里」南部町を、町内外に発信してまいりたいと考えております。

さて、10月27日に予定していた「南部町総合防災訓練」ではありますが、衆議院議員総選挙との兼ね合いで日程を変更し、今月24日に、防災関係機関や町民の皆様の参加・協力のもと、地震、火災及び大雨による被害の発生を想定した総合的かつ実践的な訓練を実施したところであります。

町内においては、平成25年9月の台風18号により大規模な水害が発生しておりますが、その後は大規模な家屋浸水被害に及ぶことなく経過しており、これまで「馬淵川とともに生きる期成同盟会」において要望活動を継続し、河道掘削のほか、門前地区、大向地区の堤防嵩上げなどが実施されたことにより、一定の効果があったものと考えております。

現在も引き続き、馬淵川広域河川改修事業の促進や、櫛引橋から福地橋間の狭窄部の河道掘削などを、県知事や国に対し強く働きかけており、本年度から三戸駅前地区の堤防工事が着工されたところであります。

なお、今週火曜日11月26日には宮下知事と私も県の砂防協会会長として、一緒に国土交通省に要望を行い、馬淵川についても強く要望したところであります。

誰もが願う、災害のない、安全・安心な南部町とするため、日頃の活動を怠ることなく、事業を推進してまいりたいと考えております。

今月13日に発表された「住み続けたい街」自治体ランキングにおいて、本町は一昨年・昨年と2年連続で県内第3位でありましたが、本年は弘前市に次ぐ県内第2位に選ばれました。

また、「街の幸福度」自治体ランキングにおいては、昨年の県内第7位から、県内第4位にランクアップしました。

これまで進めてきた手厚い子育て支援や物価高騰支援、なんぶちえりバスなどの生活環境の整備、達者村事業による農業観光やグリーンツーリズムの推進、チェリータウン桜場の分譲や起業支援、新規就農支援をはじめとする移住・定住促進に向けた取り組みなどを評価していただいたものと考えているところであり、引き続き「南部町に住み続けたい」「住んでいて良かった」さらには「ぜひ住んでみたい」と思っただけのまちづくりに努めてまいりますので、議員各位、並びに、町民各位のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件ではありますが、報告1件、条例の制定等についての議案が10件、令和6年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が6件の、合わせて17件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

はじめに、報告第18号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和6年度

南部町一般会計補正予算（第5号））」であります。令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に要する経費1,720万2,000円を追加することについて、10月1日に専決処分したものを、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第94号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第95号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。町議会の議員並びに本職、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、青森県の改正に準じて改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第96号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額、期末手当・勤勉手当の支給割合及び寒冷地手当の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第97号「南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」であります。近年、情報公開制度の趣旨に反すると認められる行政文書の開示請求が繰り返し行われていることから、開示請求権の濫用禁止に係る規定を新たに設けるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第98号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰による生活費等の負担増を踏まえ実施している国民健康保険税の1万円減額に伴う、未就学児に係る基礎課税分均等割額の減額分についての規定を加える改正を行うものであります。

次に、議案第99号「南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、従うべき基準である「地域包括支援センターの職員の基準及び員数」などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第100号「南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に係る排水基準についての用語を改めるものであります。

次に、議案第101号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。刑法等の一部改正により、刑罰の種類のうち「懲役」及び「禁錮」

が「拘禁刑」に単一化されることに伴い、条例中に定められている用語を改めるものであります。

次に、議案第 102 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び、議案第 103 号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。いずれも、当該組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 104 号「令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）」であります。歳入歳出予算の総額に、1 億 680 万 5,000 円を追加し、予算の総額を、121 億 2,824 万 3,000 円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず 1 点目は、総務費であります。自治体システム標準化への対応として行う、総合行政ネットワーク（L G W A N）の回線更新業務の経費として、169 万 4,000 円を計上するものであります。

2 点目は、民生費であります。「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」を実施する事業者に対する補助金として、1,546 万円。「小中学生・高校生等医療給付費」の支出見込の増額分として、814 万 5,000 円。「保育給付費」の支出見込の増額分として、3,100 万円など、合わせて 5,726 万 2,000 円を計上するものであります。

3 点目は、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の人件費増額分として、各款の合計で 3,927 万 4,000 円を計上するものであります。

そのほか、債務負担行為に、令和 6 年度から令和 7 年度までの、小学校トイレ改修工事設計業務並びに中学校教師用教科書及び指導用教材購入事業を追加するものであります。

次に、議案第 105 号「令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」であります。出産育児一時金給付対象見込者の増に伴う給付費の増額、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額など、歳入歳出予算の総額に、276 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 22 億 1,367 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 106 号「令和 6 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」であります。南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するため、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、132 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 29 億 5,760 万 4,000 円とするものであります。

次に、議案第 107 号「令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」ですが、同じく、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するため、歳入歳出予算の総額に、44 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 9,597 万 5,000 円とするものであります。

次に、議案第 108 号「令和 6 年度南部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」ですが、同じく、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するため、収益的支出に 38 万 6,000 円を、資本的支出に 110 万 8,000 円を追加し、収益的支出の総予定額を 4 億 2,268 万 1,000 円、資本的支出の総予定額を 6 億 5,227 万 4,000 円とするものであります。

次に、議案第 109 号「令和 6 年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）」ですが、歳出予算の目内の予算組み替えを行うもので、総額に変更はありません。主なものは、低温売場建設工事の完了に伴う工事請負費の減額のほか、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額などであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「財産の取得について」の案件を 1 件追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

12月3日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時26分）

令和 6 年 1 2 月 3 日（火曜日）

第 1 2 8 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第128回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月3日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 夏 堀 剛 充

1. 公共工事標準請負契約約款と南部町の罹災証明について
2. ふくちアイスアリーナ機械設備故障について

4番 工 藤 愛

1. 壮年期死亡率減少をめざす、がん対策の強化について
2. 若者の定住支援について

1番 沼 畑 俊 吉

1. 町の伝統、文化の保存、継承について

5番 松 本 啓 吾

1. 空き家の現状について
2. 遊休農地の現状について
3. 特定外来生物の対策について

3番 小 橋 昭 裕

1. ふくちアイスアリーナについて
2. ハラスメントについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君

9番 西野耕太郎君
 11番 八木田憲司君
 13番 工藤正孝君
 15番 馬場又彦君

10番 山田賢司君
 12番 中館文雄君
 14番 根市勲君
 16番 川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	西館昌男君	企画財政課長	菅谷信也君
交流推進課長	下井田耕一君	税務課参事	松原浩紀君
住民生活課長	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康子ども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター参事	岩間雅之君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	主査	佐々木慶
主査	小泉清夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第128回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

皆さんの前で一般質問という機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

質問の前に、11月13日に発表された青森県版「街の幸福度ランキング」で南部町が昨年7位から4位、「住み続けたい街ランキング」では昨年3位から2位となりました。居住者のコメントでは、「静かで、他市町村へのアクセスがよいため、子育てに最適」「のどかで過ごしやすいかからリラックスできる」「子育て支援が積極的でよい」など、全ての世代が幸せを感じ、暮らしやすいまちづくりをめざしてきた成果が評価され、大変うれしく思います。

それでは質問に入ります。

1、公共工事標準請負契約約款と南部町の罹災証明について。

公共工事落札者は発注者南部町と請負契約書を交わしますが、その中で、公共工事標準請負契約約款の第29条不可抗力による損害という文面が記載されております。この内容は、現場引渡し前に天災等が起きた場合、受注者（請負者）が請負代金の100分の1を負担し、残りを発注者が負担する規定となっております。

災害が頻発化、激甚化する近年において、安心して受注できる環境、受注者に負担を求めないように改正を検討できるかをお聞きします。

また、あわせて、南部町の罹災証明についてですが、これから私の東日本大震災での体験を参考までにお話しします。

八戸市内の工事現場で津波による影響で被災し、公共事業でしたので「工事請負契約約款の第29条」という文面が記載されており、該当するだろうと解釈しましたが、被災から数日後には数百件に被災件数が増えたため激甚災害指定に変わり、「罹災証明書を取得してください」との指示に変わりました。現実には工事請負契約約款の第29条の該当は大変厳しく、罹災証明書を取得することのパターンがほとんどです。

罹災証明書は、公的な支援金、義援金の給付、仮設住宅への入居、税金の免除、公共料金の免除などに必要な大変重要な書類です。今現在、南部町の罹災証明書の対象は、家財、自動車ですが、工事現場（車両、機材）などは対象にならないのかお聞きします。また、南部町民が町外で被災し、申請の要望があった場合は、罹災証明書、被害認定の交付ができるのかお聞きします。

2、ふくちアイスアリーナ機械設備故障について。

今年4月に発生した冷媒冷凍機の故障により、ふくちアイスアリーナが休館になっている件について、7月25日に現状と今後について説明がありました。その後、町内外から施設継続の要望があり、様々な問題を抱えているアリーナの財政状況や改修工事費、ランニングコスト等、厳しい条件の中で検討し判断しなければなりません。

12月1日の地元新聞紙にて、休業の影響での保護者の送迎問題や練習時間の変更問題など、存続を求める署名5,000人超えなどが掲載されました。2026年、青森国スポ冬季大会の開催まで425日となりましたが、今現在の状況、お考えをお聞きいたします。

以上、通告に従い質問いたします。

町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員にお答え申し上げます。

まず、公共工事標準請負契約約款第29条「不可抗力による損害」についてであります。当町の工事請負契約標準約款につきましては、南部町財務規則で青森県公共工事標準請負契約約款に準じて規定しております。

また、これらの約款につきましては、中央建設業審議会が請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化、適正化のため、公正な立場から作成した標準請負契約約款に準じて規定しているものであります。

町の約款第29条「不可抗力による損害」につきましては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その損害の合計額のうち請負代金額の100分の1を受注者が負担することとされておりますが、一方で、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の2次災害による損害については、発注者である町が損害に相応する請負代金額の全額を負担するとした中央建設業審議会からの勧告に従い、財務規則を改正し、令和5年4月1日から施行しております。

災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害について、発注者が損害に相応する請負代金額の全額を負担することとした中央建設業審議会の勧告は、まさに議員がご指摘する災害が頻発化、激甚化する近年において、安心して受注できる環境づくり、地域の建設業者の持続可能性の確保に資するためのものであります。

この考え方につきましては、民法第536条においては、不可抗力による損害は全額受注者負担が原則であることを、一方で、約款においては民法の考え方を転換し、受注者が損害に相応する請負代金額の100分の1を負担し、残りを発注者が負担する旨を規定しており、これらの考え方のもと、災害復旧工事には2次災害など工事自体に一定のリスクが存在する中で施工する必要がある、そのような中で引き続き受注者に100分の1の負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、地域の守り手としての建設業の存続にも支障を来す可能性があるため、負担を求めないこととしたものであります。

現在、青森県においては、発注者が損害に相応する請負代金額の全額を負担することとしている工事は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事のみとしているところであります。

そのようなことから、建設業者が安心して受注できる環境づくりのため、受注者に負担を求め

ないこととする改正につきましては、青森県や近隣市町村の状況を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、南部町民が町外で被災し、申請の要望があった場合は、罹災証明、被害認定の交付ができるかについてであります。町では災害対策基本法に基づき、南部町罹災証明等交付要綱を定めており、町内で発生した地震、豪雨、豪雪等自然災害により被害に遭った町民等から申請があった場合は、罹災証明書又は罹災届出証明書のいずれかを交付しております。

なお、罹災証明書は、町内に所在する住家等の被害の程度を証明するものであるため、被害の状況を調査の上、町民以外の方から申請があった場合も交付できるものであります。

また、罹災届出証明書は、住家等の不動産又は動産について被害が生じた旨の届出があったことを証明するもので、被害状況を写真で確認の上、罹災証明書と同じく、町民以外の方からも届出があった場合は交付できるものであります。

前段のご質問にある公共工事については、現場完成引渡し前とのことですが、町内に所在している建物であれば、町交付要綱にて規定している建物の定義により、その目的とした用途に供し得る状態であるかなどを調査の上、罹災証明書の交付を、また建設機械器具等の動産についてはその災害の発生した市町村に申請の上、罹災届出証明書を交付していただくことになります。

次に、ふくちアイスアリーナ機械設備故障についてお答え申し上げます。

ふくちアイスアリーナの休館の経緯について改めてご説明させていただきますと、本年4月に機械設備の冷媒冷凍機が故障し、様々な改修方法を模索いたしましたが、今シーズン営業前までの復旧が不可能なことから本年度休館としたものであります。

議員の皆様には、去る7月25日に開催された議員全員協議会において、先ほど申し上げました経緯と本年度休館の報告、営業再開に向けた概算費用などをご説明申し上げた後、現地視察も行っていました。

また、休館を公表した6月以降には、青森県スケート連盟ほか8団体から「子どもから大人まで多くの競技者にとって、試合や練習の場として重要で貴重な施設である」と、営業再開に関する要望書を頂いております。

議員ご指摘の「2026年国民スポーツ大会冬季大会」いわゆる「国スポ」の競技会場には当施設は選定されておりましたが、施設の存続については、町としましても、経営状況、設備改修費、維持管理費を踏まえ、費用対効果など将来を見据えた検討が必要であり、慎重に判断していかなければならない事案だと考えているところであります。

そこで、ふくちアイスアリーナの将来の在り方について、様々な方々からご意見を伺うことが

必要であると考え、存続、廃止を含めた施設の在り方を検討していただく委員会の設置のため、本定例会において必要な経費を補正予算案に計上させていただいております。

委員会は、学識経験者、町議会議員、町商工業、観光業、教育関係者、町内会長など20人程度で構成し、設置後から来年3月までの間に複数回の開催を予定しております。経営、改修費用などの費用対効果も含め、町全体の経済、観光事業に与える影響、県南地区の氷上競技の実情など多角的な観点からご検討いただきたいと考えております。委員会からは今年度末までに検討結果を提言書としてまとめて報告いただき、その提言書を基にふくちアイスアリーナの今後について改めて議員の皆様と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁、大変ありがとうございました。委員会の設置等も検討していただけるということで、大変うれしく思っております。

このアイスアリーナは、町民の健康増進の場、また憩いの場として30年間愛された施設です。存続にはメリット・デメリットがあり、先ほどお話がございました、今後国スボ冬季大会の会場として利用してくれるかも大変大きな問題だと思います。また、再生可能エネルギー、ヒートポンプなどとの組合せでランニングコストの軽減ができるなど、前向きな条件がそろった際にはぜひ可能性を検証していただけるかお聞きします。

以上1点について再質問いたします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ふくちアイスアリーナですけれども、非常に多くの方々から利用されているということは私も認識をしております。

議員全員協議会でもお話ししたとおり、3パターンの改修方法、それによって金額が大分違うわけでありすけれども、機械を直すだけであれば3億円程度、3億5,000万円ぐらいでしたでしょうか。ただ、アイスアリーナ自体が30年以上過ぎていまして、別の関係、機械等、これもある部分では時間の問題、またそちらも修繕しなければならない、それも併せて今回修繕しようとなった場合には約10億円の試算になっております。

そして、私どもが一つ懸念しているのは、これはあくまでも、まだ結果は出していないので、

計算した中において、維持管理費が今までより1.5倍ぐらいに増えるだろうと、年間数千万円になると。そういう部分を見ながら、一つの懸念は、町外の方々が8割利用されている、町内は2割という状況もあります。

スケート連盟からも要望いただいておりますし、先般はデーリー東北にも大きく載っております。5,000人ほどの署名活動もあったということで、単純に10億円と考えていくと、その署名された方々に何かの支援をいただければ我々も前向きな部分も考えていくと。単純計算しますと、10億円で5,000人の署名としたら幾ら寄付いただければできるか。1人20万円という計算になります。多額です。クラウドファンディングとかいろいろなやり方もあるだろうと思っております。

まず委員会を設置する、その委員会の皆さんのご意見を、まずはお話を、最終的な意見を出していただいた後、先ほど申し上げました、議員の皆さんと当然、これは金額も多額になりますので、そういう部分で当然議員の皆さんと相談させていただきながら、その判断をもって最終的には決めていかなければならないと。この後、午後からアイスアリーナの質問が出てまいりますけれども、まだ町としての方向が決まっておられませんので、その方向が決まって、何とか工面していこうとなれば、いろいろな方々のお力をお借りしながら、国又は県、そういう支援事業を持ってこられるかどうか、そういう部分に進んでいきたいと思っておりますけれども、今現在においては委員会のご意見を賜りたいと、そう思っております。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。

これで夏堀剛充君の質問を終わります。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤 愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。

本定例会において質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、商工会女性部の皆様、南部ロータリークラブの皆様をはじめ多くの方にご傍聴いただいております。いつも激励とご指導をいただきまして、心より感謝申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

私は、今定例会において2つの質問を準備させていただきました。通告した質問に入る前に、質問に込めた思いを少しお伝えしたいと思います。

1つ目の質問は、がん対策の強化についてです。

町では本年3月に南部町健康増進計画を更新し、第4次すこやか南部21を策定しました。その中で重点課題として1番に挙げられているのが、がんの対策です。特に、がん検診受診率は平成28年に27%から70%だったものが令和4・5年度には14.2%から23.7%の受診率となっており、全てのがん検診の受診率が減少しています。

がん対策の柱は生活習慣病の予防と早期発見です。今回質問として取り上げましたのは、特に早期発見の分野について、当町における今後の対策を行政と町民で共有したいと考えたからです。南部町民が一層健康に生活できるよう議論を深めたいと考えています。

2つ目の質問は、若者の定住支援についてです。

県では、10月に子ども少子対策モデル「青森モデル」を策定し、2040年において「合計特殊出生率2.0」に加え、15から49歳までの人口の純移動率プラス0.1を達成するための取組が発表されました。当町では既に先駆的に取り組まれてきた給食費無料、医療費無料などが県内多くの家庭に整っていくわけであります。

数十年前からすると大変恵まれた環境で子育てができています。それでもなお子供の数が増加になかなか転じていかないのは、若い世代の経済的な困窮がそれほど深刻であるからと考えます。私は、当町にとってのその突破口は何なのかを考えたときに、住宅に関する支援で見いだせるのではないかと考えています。南部町には既に町民と縁戚関係がなく移住している方が多くいらっしゃると思います。若者の移住定住を考えることは、町を離れた当町出身の若者たちが帰郷する手助けにもなり得るものと考えます。

以上のような思いから、通告した質問に入ります。

1つ目の質問は、壮年期死亡率減少をめざすがん対策の強化についてお聞きします。

第4次すこやか南部21（南部町健康増進計画）において、当町の令和4・5年度がん検診受診率は第3次計画を策定した平成28年から大きく減少しています。また、65歳未満の死因の約40%が悪性新生物であることから、予防、早期発見、治療の各段階において一層の支援が必要だと考えます。

今後も活力ある南部町を継続していくため、働き盛りである壮年期の死亡率減少をめざす当町の取組について伺います。

1点目、がん検診受診率の大幅な減少の原因をどのように分析し、どんな対策を講じているのでしょうか。

2点目、子宮頸がんについて、HPVワクチン定期接種の接種率、キャッチアップ接種の接種率について現状をお知らせ願います。また、セルフチェックキット等を活用した早期発見支援策

を検討してはどうでしょうか。

3点目、治療中の患者への経済的支援策として、ウィッグ等の医療用補正具の購入助成を検討してはどうでしょうか。

2つ目の質問です。若者の定住支援について伺います。

当町では、名久井農業高校への他県からの留学や八戸学院大学との連携による外国人介護留学生等により、Iターンの若者が集まるよい環境が整備されつつあります。しかしながら、学生時代を過ぎると住居を自分の力で確保しなければならず、比較的低収入の若年世代には経済的な負担が大きいものと考えます。

今後は、Iターンはもとより、U・Jターンの若者においても経済的負担の軽減を図って定住を促し、豊かな南部町を後世に引き継ぐ足がかりにしてほしいと考え、次のことを伺います。

1点目、過去10年間の転入者のうち、Iターン、U・Jターンの人数はどのように推移しているのでしょうか。また、転入理由、年代構成はどのようになっていますでしょうか。

2点目、町内出身者の帰郷を支援するため、例えば町内に就職した場合に町奨学金を全額免除する等、奨学金規定の改正を検討してはどうでしょうか。

3点目、町出身者以外の定住を支援するため、借家の家賃補助等の経済的支援策や町営住宅への単身世帯入居を検討してはどうでしょうか。

以上の質問について、町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

まず、壮年期死亡率減少をめざすがん対策の強化について、がん検診受診率の大幅な減少の原因についてであります。平成28年度、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」により、各がん検診対象者として計上する人数は40歳以上の全町民となりました。平成27年度までは除外されていた就業者人数が計上されることになったことにより、対象者数が増えた、いわゆる分母が増えたことにより、平成28年度以降のがん検診受診率が大きく減少したものであります。

受診者数については微減でありましたが、要因といたしましては、人口減少に伴う対象者の減少や、社会保険や共済組合等、加入している保険組合の取組により、職域でがん検診を受ける人

が増加したものと考えております。受診率の推移は、年度によって増減はあるものの、微減傾向となっております。

議員ご指摘のとおり、早世の減少と健康寿命の延伸という健康増進計画の目標を達成するためには65歳未満の死亡を減らすことが急務であると考えており、働き盛りで家庭での役割も大きくなる壮年期世代の方にいかに検診を受けてもらうか議論を重ねているところであります。

がん対策強化の施策としましては、働いている方でも受診しやすいよう、日曜健診やレディース健診の実施、昨年度からは委託健診機関を増やし、身近な医療機関で受診ができるような体制を整えております。そのほか、21歳時の子宮頸がん検診と41歳時の乳がん検診においては無料クーポン券の発行、がん検診未受診者の方への勧奨通知、保健推進員を通じた受診勧奨も行っております。また、より検診を受けやすい体制構築のため、現在の集団検診の申込みを南部町公式LINEで行う体制について検討を始めたところであります。

以上の施策を実施しながら、壮年期世代の方に確実にがん検診を受けていただき、早期発見・早期治療につなげていきたいと考えております。

次に、子宮頸がんのHPVワクチンの接種率についてであります。小学校6年から高校1年相当の女性を対象とする定期接種の接種率ですが、令和5年度は34.8%で、県平均24.4%に比べ高く、県内上位（5位）でありました。また、令和6年8月末時点では31.5%で、県平均27.7%に比べ高くなっております。

ただ、一方で、平成9年度から平成19年度生まれの女性を対象とするキャッチアップ接種の接種率ですが、令和5年度は33.1%、県平均は50.1%、令和6年度8月末時点では当町が45.0%、県平均59.0%と、いずれも県平均を下回っている状況にあります。個別通知や広報、ホームページによる周知のほか、国や県でも対象年齢のお子さんに啓発用グッズを配付するなど接種勧奨を強化した結果、昨年度より伸びてはおりますが、まだ県平均を上回ることができておりません。

キャッチアップ接種は今年度末で終了する予定でありましたが、厚生労働省は先般11月27日の専門部会で接種期間を条件付で1年延長する方針を決めましたので、引き続き定期接種及びキャッチアップ接種の接種率向上に取り組んでまいりたいと思います。

次に、セルフチェックキットを活用した子宮頸がん早期発見支援策につきましては、検体の自己採取による検査であり、事業化するには正しい手技で実施する必要があることなど、考慮すべき内容も多いため、現段階では導入を考えておりません。

次に、ウィッグ等の医療用補正具の購入助成についてであります。がん患者となった町民の社会参加を応援し、生活の質がよりよいものになるように必要な事業であると考えているところ

であります。

具体的には、抗がん剤の副作用や乳房切除等のがん治療の影響による外見上の変化を補うため、医療用ウィッグや胸部補正具を購入したがん患者の方に対し購入費用の一部を助成するものでありますが、現在実施に向けた検討を行っているところであります。

次に、若者の定住支援についてお答え申し上げます。

まず、過去10年間の転入者のIターン、Uターンの人数はどのように推移し、また転入理由、年代構成はどのようになっているかについてであります。過去10年間の転入者の推移につきましては、平成26年度は459人、平成27年度は391人、平成28年度は398人、平成29年度は451人、平成30年度は367人、令和元年度は374人、令和2年度は413人、令和3年度は395人、令和4年度は349人、令和5年度は318人、合計3,915人となっております。年平均392人、約400人前後という数字となっております。

また、U・J・Iターンについてであります。青森県人口移動統計調査により、青森県内に居住経験があった方が県外から南部町に転入した場合をUターン、居住経験がなかった方をJターン、Iターンとして集計しております。JターンとIターンについては判別が困難であるため、合算して申し上げますこと、また現在の調査方法となった時点が平成29年度でありますので、それ以降、過去7年間の集計であることをご了承願いたいと思います。

Uターンの推移につきましては、平成29年度は417人、平成30年度は330人、令和元年度は344人、令和2年度は384人、令和3年度は367人、令和4年度は301人、令和5年度は276人、合計2,419人、年平均で346人となっております。

J・Iターンの推移につきましては、平成29年度は34人、平成30年度は37人、令和元年度は30人、令和2年度は29人、令和3年度は28人、令和4年度は48人、令和5年度は42人、合計248人、年平均35人となっております。

転入理由につきましては、人数の多い順に主なものは、新築・転宅が766人、退職によるものが257人、転勤によるものが250人、転職によるものが235人、結婚によるものが234人、就職によるものが220人、なお新築・転宅について年度別に多い順に見ますと、令和2年度が152人、令和3年度が127人、令和4年度が115人であり、他の年度よりも多くなっております。要因は、チェリータウン桜場の宅地分譲により住宅建設が進み、若年層の転入者が増加したものと考えております。

転入者の年代別構成につきましては、平成29年4月から令和6年10月までの集計であります。ゼロ歳から10歳が342人、11歳から20歳が257人、21歳から30歳が928人、31歳から40歳が488

人、41歳から50歳が308人、51歳から60歳が208人、61歳から70歳が148人、71歳から80歳が75人、81歳以上が96人と、21歳から30歳までの転入が928人と最も多く、次が31歳から40歳の488人でありました。これも恐らくチェリータウン桜場の建設によって、若い方々、お子さんを持った方々が転入された結果だと思っております。

次に、町内出身者の帰郷を支援するため、町内に就職した場合に町奨学金を全額免除するなど奨学金規定の改正を検討してはどうかであります。町の奨学金貸付条例には、卒業後5年以内に町内に居住し、引き続き10年以上町に居住した場合、貸与した額の2分の1以内の額の返済を免除する規定を設けており、過去5年間で9人に適用され、免除の総額は720万円であります。

ご質問の町内に就職した場合に奨学金の全額免除などの規定改正の検討につきましては、町の奨学金免除規定の目的は、町に戻ってきていただきたい、町に住んでいただきたいという思いを込めたものであり、また奨学金制度の安定的かつ持続性の観点から、一般学生の奨学金免除規定については現行どおり進めさせていただきたいと思っております。もう少し様子を見させていただきたいと思っております。

次に、町出身者以外の定住を支援する借家の家賃補助等の経済支援策や町営住宅への単身世帯入居を検討してはどうかであります。借家の家賃補助の経済支援策については、既に実施している結婚新生活支援事業において、妻又は夫が結婚に伴い町外から町内に移住してきた場合など、町内に住所を置く若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚夫婦の世帯に対し家賃などを対象に1世帯当たり30万円を支援しております。

また、町営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者などに対し低廉な家賃で供給するために整備された住宅であり、入居条件が公営住宅法と町条例で定められております。単身者世帯入居については、平成23年に公営住宅法改正により全国一律で基準が廃止されたものの、全国的には改正前の基準である同居の親族があることを条件としており、当町においても同様の条件としております。

ただいま申し上げましたもののほか、町出身者以外の定住を支援するため、施策としてチェリータウン桜場の分譲において子育て世代を対象としたお得な分譲地を提供いたしました。

具体的には、扶養する18歳未満のお子様お一人について分譲価格を10%割引、さらに町外から転入される60歳未満の方には分譲価格を50%割引く優遇措置を実施するなど、当町への移住を積極的に支援してまいりました。

その結果、若年層の町への誘導に効果が認められましたので、現在計画している旧杉沢中学校校跡地における（仮称）第3あけぼの団地宅地分譲につきましても転入者の定住を支援する方針で

ありますので、議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

そのほか、U・J・I ターンなど転入者を含めた町民の方を対象に、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりとして、先ほど工藤愛議員も述べていただきました給食費、様々な支援策を行ってきました。新年度からは、来年度小学生にはランドセルの購入費、また中学生、高校生には1年生で入学する制服の補助、このようなことも新たな支援として行うことになっております。

いずれにしても、低所得者の方々も厳しい方もいらっしゃると思います。昨日、工藤愛議員とも連合PTAの研修会で一緒に、また交流会も一緒に、私も参加していたお母さん方を一回りしてお話も聞かせていただきました。ひとり親の生活、そういう部分のお話も直接聞きましたし、どのぐらいの人数がいらっしゃるのか、どのぐらいまでだったら町が支援できるのか、ここにつきましては後日改めて数値を出してみながら、どのぐらいまでだったらできるのか、ほかの支援も行っているのでも少し我慢してもらわざるを得ないとか、そういう部分については検討をしっかりと判断していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 町長からの前向きなご答弁、大変ありがとうございました。

がん検診の受診については、図表を見ましても平成29年からぐっと受診率が下がっているというのが明らかに、これは計算方法が変わっているんだろうなというところで理解できました。全体的にはそう低くはない人数だということは承知しておりますけれども、これ以上に上げていく努力、特に職域検診が増えているということで、すこやか南部21に出てくる数字というのはやはり低いんですね。ただ、私も民間企業に勤めている立場から申しますと、町の検診は女性が非常に手厚くて、がん検診についても町で受けたいという気持ちは高く持っております。

そうしたときに、やはりきっかけですね、受診率を向上させるために最も有効だと言われているのは個別の勧奨だと言われている。現在、どのように個別の勧奨について町民にお知らせをしているのかというのを伺いたします。

また、2つ目の質問についてです。

様々な数字たくさんのご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今のご答弁からも、南部町は本当に移住者にとっても住みよいまちだと。10年間の数字を追っても大きくは減少していない、むしろチェリータウン桜場のような積極的な事業によって移住者

を多く受け入れているということが確認、共有できました。政策の正当性について感謝を申し上げます。

それで、この点についてお伺いしたいんですけども、町長からひとり親世帯の話が最後がありました。奨学金については、ひとり親世帯を中心に考えていかなければいけないものだと思います。本当に厳しいんですね。大学で生活するには、ほとんどの学生が県外に出ていく現状でありますけれども、そのときに学費のほかに生活費がかかってくると。それを例えば日本学生支援機構の奨学金プラス町の奨学金の両方を受けて学生生活を送るというのもひとり親にとっては現実的な路線でありまして、それを働きながら返していくとなると現実的に最低賃金の高い地域に住まわざるを得ないというのも一つの原因だと思います。最低賃金に関してと授業料に関して、これは国の責任でもって解消していく、学費についても支援していくということで方針が示されていますので、これは町としても先進的に取り組む必要があるかと思っています。

そこでお伺いしますけれども、奨学金の半額免除の対象者は先ほど9名というお答えがあったかと思うんですけども、奨学金の受給者の状況に関して、分かる範囲で構いませんので、ここ数年のところをお知らせいただければと思います。

また、もう1点、先ほど新築・転宅、家を建てる方については多く受け入れている、また新婚の家庭に関しては結婚支援という形で費用を助成していると、それも大変素晴らしいことだと思います。私が感じているのは、結婚する前段階、親から独り立ちする段階で既につまずいているというのが今の若者だと思います。また、町内には不動産業者がなく、住居を探すということが本人の苦勞になっているという話も伺うんですけども、町として、家を建てるとか家を買うとかではなくて、借りる際、借りて住みたいんだという方に対してこれまで支援の検討がなされてきたのかどうか、もしくは既に何か支援するものがあるのかどうかというのを伺います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいまご質問いただきました1点目の個別勧奨ですが、実際どのような対策を取っていますかというご質問でしたけれども、勧奨方法は広報、行政員を通じた回覧等で個別勧奨を行っておりますが、個別勧奨に関しましては、定期的に受診している方や不定期に受診している方、未受診者の方に分けて勧奨を進めておりまして、引き続き勧奨を進めていきたいと思っております。

検診は受診されるんですが、その後に精密検査の対象になった方に重点を置いておりまして、そういった方に幾らでも精密検査を受けていただくような対策を今後取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、ご質問の奨学金の貸与の状況でございますけれども、昨年度でございますが、7名に貸与を行っておりまして、就学期間中の貸付総額は1,080万2,000円になるものでございます。また、今年度、貸付けは5名でございますが、就学中の貸付総額は813万2,000円になるものでございます。2か年度しか手元に資料がございませんが、以上で回答とさせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（下井田耕一君） 町内に不動産業者がないために、借りる家を見つけられないというご質問につきましては、空き家バンクで物件を提供していただく方が売の場合と貸したい場合を設けて公表していますので、そちらで事業を行っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 重ねてのご答弁、ありがとうございました。

まず検診ですけれども、先ほどお礼を言いそびれましたけれども、3つ目の質問で、治療中の患者への経済的支援策については前向きにご検討いただいているということで、患者、当事者の方には喜ばしいお話だと思います。

既にこの事業は八戸市で取り組まれておりまして、治療中の患者さんはほとんど八戸市の病院に通われていると思うんです。そうしますと、ポスター等でそういうのを見て、ああ、こういうのがあるのかと、金額としてはそんなに大きいものではありませんけれども、少しでもそういう支援があるということで勇気づけられる思いではないかなと思います。

がんの中でも特に２点目の質問にありました子宮頸がんについて、若い世代でも罹患する可能性がある恐ろしいがんできて、しかも発見した段階によっては妊娠することができなくなるという方が毎年多く出ていらっしゃいます。

したがって、ワクチン対象の年齢が限られているということで、過ぎてしまつては効果があまり期待できないということになりますけれども、先ほどご答弁にもありましたとおり、キャッチアップ接種はもともとは令和６年度末までだったものが少し延長されるという発表が先日ありまして、キャッチアップ接種の受診率が令和５年から６年にかけて１０％程度上がっているのも駆け込み接種の方たちなのかなと考えますと、お知らせすることでもってさらに接種率の上昇が期待できるのかなと思っています。

特にキャッチアップ接種の延長に関して、既に学生にお知らせをしているのか、または今後お知らせする予定があるのかということに関してお伺いしたいと思います。

２つ目の質問の定住支援に関してなんですけれども、先ほど私の質問の中でちょっと言葉足らずだったかなと思ったんですが、「町内に就職した場合に」という文面がございましたので、じゃあ居住は条件にしないのかと捉えられたのかなと思うんですけれども、私の気持ちとしては、当然町内に居住して、しかも町内に就職すると。特に想定しているのは家業を継ぐ方、家業を継いでいく方がたくさんいらっしゃるんです、農家の方だったり自営業の方だったり。その方たちが奨学金を抱えながら親の事業を引き継いでいくというのは非常に困難な状況にありますので、再度、今後奨学金に関して、以前の松本議員の質問で、返済の開始に関して猶予を設けていただいた、前は卒業後すぐに返さなければいけなかったものが５年間の猶予ができたというのは、調べてみれば県内でもかなり恵まれた制度になっている、ほとんどの町村は卒業して１年以内に返済を開始しなければいけないという規定であることが分かりましたので、それだけでも恵まれてはいるんですが、住み心地ランキングでトップの方を走っている南部町として、いま一度、奨学金規定に関して、広げる可能性があるところに関してお伺いします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私からは、定住支援等を含めながら奨学金、先ほども申し上げました。子育てに関しては、県内でもできる限り先を走っていきたい、大事にしていきたいという思いで今日まで取り組んできました。先ほど全部言えなかったんですけれども、新たな事業、支援策、

又は修学旅行費、小・中・高の無料ということもやって進めてきました。

昨日、移動中に国会を見ていましたら、立憲の野田代表から、給食費の無料化、国で無料化にするべきだという質問をされていました。答弁は、私は仕事で見られなかったので総理の答弁は聞いてないんですけども。

ご存じのように、県が進めている無料化というのは、今まで無料化でなかったところにはお金を払います、うちみたいに以前からやっていたところは町でそのまま今までどおり払ってください、町が払ってくださいと。新しい支援策を講じる場合にはその8割を県で持ちますよという中で修学旅行とか様々やっているんですけども、来年度から1年分になります。恐らく既にうちがやっている部分には足りない、持ち出しをしながら修学旅行、制服の支援をやっているんですけども。

私は、義務教育期間は給食費を国で持つべきだという主張をしているんですけども、もし給食費を国が持つとなれば、今まで我々が8,000万円ほど、7,000万円、8,000万円払っていた分を払わなくなれば、これを新たな部分に回すことが財政的にも可能になってきますので、その状況、国も流れ的には給食費は国費でいいのではないかという雰囲気的な部分はあると思うんですけども、そこを少し見極めさせていただいて、今も我々はかなり精いっぱい支援策をやっています。ここにまた新たにとなると非常に厳しくなってくる、ちょっと長くなってすいません。

103万円の壁を上げると地方税は間違いなく減ります。私どもの計算でも数千万円概算では約2億5,000万円ほどの税金が入ってこない。そういう中で今までの事業もやっていかなければならないというのも、これも今の国会の推移を見ていかなければならない。地方の負担なく103万円の壁を越える支援をするのか、地方にも負担を求めてくるのかで我々も数千万円の予算のやりくりをしなければならないことになってくると思いますので、そういうことも注視しながら、「できない」ではなくて、できるようにするために、そういうのも国が支援してくれるとなれば、できるものも出てきますので、少し推移を見ながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 先ほどのHPVワクチンのキャッチアップ接種の延長に関する今後のスケジュールということでしたけれども、11月29日付の事務連絡で、今後のスケジュール及び周知、広報の内容等につきましては、12月中に開催を予定している自治体説明会等におい

て適宜お示しするとなつてございますので、そちらを踏まえながら今後対応していきたいと思つております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） よろしいですか。

これで工藤愛君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時09分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時25分）

.....

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

1 番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1 番 沼畑俊吉君 登壇）

○1 番（沼畑俊吉君） 大変お疲れさまです。

最後まで、前回同様、感謝の気持ちを忘れずに私の質問に入りたいと思います。

私の今回の質問のテーマは、町の伝統や文化の継承や保存についてです。

私が言うまでもありませんが、南部町には先人より受け継いだ多種多様の貴重な文化が残っています。町では総合振興計画の政策12に「貴重な地域文化の継承と新たな文化の創造」を掲げ、力を注いでいることと承知しております。

質問のテーマにつながる1つのエピソードがあります。

アジア圏からの外国人留学生を農家民泊で受け入れた際、感謝を伝えて別れを惜しむ最後の離村式の時のことです。受入れ農家の女性が持参したラジカセの再生ボタンが押されました。ボタンが押されたら曲が流れたのですが、その曲につられて外国人留学生たちの半数以上の方々が踊り出しました。会場内は温かい拍手と空気に包まれ、残りの若者たちも我先に踊り出したほぼ笑ましい光景が今でも思い出されます。曲は名川音頭でした。学生たちは前日夜に一生懸命練習し

て楽しく時間を過ごしたということでした。名川音頭は踊られる機会が少なくなっても国際交流の場でしっかりと外国人の若者の心を動かしている、すごいなと思いました。一方で、外国人が楽しんでいる姿を満足げに見守る受入れ農家の女性たち、想像ですが、その曲と踊りは今まで生きてきた女性たちの楽しい時間づくりの手助けになってきたのではないか、その地域愛の募った曲や踊りの楽しさを外国人に分けてあげたかったのではないかと思います。

合併しても、町民音頭と呼べないかもしれませんが、町民に根差したその笑ましい音頭、これは大切にしていかななくてはいけないのではないかと思います。残念ながら、私が住む南部地区の南部音頭は、私の聞き知る限りでは、近年では集落のお祭りでは踊られなくなってしまったという声が多くありました。

エピソードは割愛しますが、少子化など時代の事情により、学校統合で歌われなくなった校歌も同じように町民の心の拠り所となる、ある意味精神文化となっているのではないのでしょうか。

また、集落に伝わる伝統芸能に目をやると、若者の後継者が育ち、活気に満ちている地区、一方、他集落の力を借りながら何とか少人数で守られている姿もあります。これらをしっかり町としてサポートできないかという思いに至っての質問です。

コロナ禍後、文化活動も活況を吹き返した今ですが、当時貴重と思った日常の大切さを忘れつつ今があります。近年では、日本国内において地震や津波、豪雨災害の被災地では文化や芸能活動が縮小されたり途絶えてしまったりすることも多く感じられます。よりよいまちづくりのためにも、様々な分野の施策に力を注ぐためにも、町民の心を育んできた、南部町にしかない踊りや歌、活動をより一層大切にしなければと思います。貴重な地域文化の継承には住民の主体性が重要ですが、少子高齢化はますます深刻化が予想され、行政としての支援の工夫が今まで以上に求められているのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、3つの観点、1つ目は、通告どおりですが、集落単位で行われている伝統芸能活動について、2つ目は、旧町村単位にあった「○○音頭」など、3つ目は、統廃合で歌われなくなった校歌や活用されていない文化財など3つの観点に絞り、それぞれ①実情はどうなっているのか、②保存の目的はどう捉えられているのか、③今後は保存や継承への支援や施策の実施の意向はあるのでしょうかという3つについて共通して質問をいたします。

以上が私の質問です。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、沼畑俊吉議員にお答え申し上げます。

まず、町の伝統、文化の保存、継承について、集落単位で行われている伝統芸能活動について実情はどうなっているのかであります。行政区による実施状況から申し上げますと、名川地区12行政区、南部地区11行政区、福地地区9行政区で伝統芸能活動が行われている状況であります。内容は、神楽やなにやどやら、えんぶりのほか、杵舞、虎舞、権現舞が行われております。

次に、保存の目的はどう捉えているのかであります。南部町文化財保護条例第1条において、「南部町にとって貴重な文化財遺産を保護して将来に伝え、町民の郷土に対する認識を深めるとともに文化的向上に資する」ことを目的に、町内の神社などで行われている神楽や祭礼行事、えんぶり、さらには南部七大民謡や南部手踊りなど、現在18件を無形民俗文化財として指定しております。

次に、今後、保存や継承への支援や施策の実施の意向についてであります。第2次南部町総合振興計画において、貴重な文化財や郷土芸能が数多く遺されているため、文化財の調査・保護・活用、郷土芸能の保存・継承に努めることとしております。

保存や継承への支援では、小中学校の要望に応じて地域人材や専門家を派遣し、南部手踊り及び三味線、えんぶり、なにやどやらなどを授業に取り入れ、伝統文化の後継者育成や保存に努めているところであります。

また、保存・活用事業及び後継者育成事業を行っている郷土芸能保存会へ補助金を交付し、伝統芸能の保存と次世代への継承を推進しております。

今後も、町内の伝統芸能の実施状況、実施団体の保存に対する意向を把握しながら、町文化財審議委員会や文化協会、郷土芸能保存会と連携し、地域に残る郷土芸能の保存、保護に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧町村にあった名川音頭、南部音頭、福地音頭について、実情はどうなっているかあります。各集落や神社のお祭りで、唄や踊りが行われているほか、名川音頭は名川秋まつりで、福地音頭はとまべちまつりで流し踊りを行っております。

各地区の音頭は、地域に対する愛着はもちろんのこと、地域住民のつながりの大切さを実感できるなど、様々な面において重要であると認識しているところでありますが、イベント的な意味合いが強く、伝統芸能とは異なる性質を持っていると考えております。

そのため、議員ご質問の、保存の目的をどう捉えているのか、及び今後の保存や継承への支援や施策の実施の意向はあるのかについては、さきにお答え申し上げました集落単位で行われてい

る伝統芸能活動の場合と異なり、それぞれの地区や集落の皆様のお力により、地域の祭りやイベントを活用しながら盛り上げ、継承していただきたいと考えております。

次に、統合で歌われなくなった校歌についてであります。平成25年度に八戸学院短期大学による小中学校の校歌の調査研究が行われ、町として大学に全面協力を行い、当時の小中学校及び廃校となった学校の校歌をはじめ、児童会や生徒会の歌及び平良崎小学校100周年讃歌を含む全27曲の歌詞と楽譜、またピアノ伴奏のCD音源を保存しております。

校歌は、その学校が置かれた地域の歴史や文化を反映しており、これらを保存することは地域の貴重な歴史と記憶を後世に伝えることにつながるものと考え、また、各学校の卒業生にとって、校歌は学校生活の思い出と深く結びついていることから、ふるさとへの愛着を深めることができる貴重な地域の文化遺産であると考えております。

さきのご質問でお答え申し上げました各地区音頭の音源、そして統合で歌われなくなった校歌などの歌詞と楽譜、演奏の音源につきましては、地域の皆様及び卒業生の皆様より借用のご希望があった場合は速やかに対応することとしております。

次に、活用されていない文化財などについてであります。廃校を含む小中学校には文化財はありませんが、絵画や書などの芸術作品については資料として保管しております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 教育長から自分の質問に対してご丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございました。

特に、校歌もそうですし、地区に伝わる音頭の音源が大切に保存されて、校歌についてはしっかりと教育、文化につなげる目的で地域文化の一つとしてしっかりと残していくという強い言葉があったことに安心していると同時に、町外の住民の方々もいますが、校歌を聞くと自分の人生を振り返る瞬間があると思ったり、自分は生きてきて幸せだったなと振り返る機会もあると思うので、先ほど最後に言われました教育委員会で音源に関してはしっかりと対応するということを広く住民の皆さんに伝えていただきたいという思いです。

再質問なんですけれども、実情はどうなっているかという面に対しては、現在の町の取組状況が主な答弁だったと思われそうですが、町として、財政を伴う集落の伝統芸能とか、万が一、将来、震災とか災害とかで伝統芸能が途絶えてしまう可能性があるとか、今後そういう事情を踏まえた

方向性というのは、先ほど細かく教育長から言われましたけれども、現在の状況についてもう少し、地域の状況をどう見ているのか追ってご答弁があればお願いしたいと思いますというのが一つです。

もう一つは、校歌だったり地区に伝わる音頭の音源をぜひ、町民の皆さんが役場に来て、聞きたいのでCDを貸してくださいという手続ができるということも幸せですけれども、町外にいたり、事情で役場に来られない町民もいると思います。成人式の際とかにも校歌を歌いたいとかそういう場面もあって、成人式が華やぐ姿もあるかもしれないので、町外に住んでいても校歌を聞けたり地域の文化に触れられるような、デジタルを使えばいいのかもしれませんが、そういう施策はご検討いただけるのか、2点についてお聞きいたします。

○議長（工藤正孝君） 社会教育課長。

○社会教育課参事（柳久保正弘君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の地域の状況についてでございますが、町で把握している課題、今後の方向性として、近年、少子高齢化が進む中で、各地域での伝統芸能活動、そしてまた継承活動も厳しい状況にあり、衰退や廃絶の可能性が懸念されます。

そのため、今後の方向性としては、後継者の育成や伝統芸能が衰退した場合でも復活をめざす際の基礎資料とする効果的な方法として、映像保存、いわゆるデジタル化を支援して、伝統芸能の保存と継承、啓発に努めてまいりたいと考えております。

2点目の校歌について、町外に居住されている方でも聞く機会を設けてといった内容のご質問でございましたが、校歌の歌詞と楽譜、演奏の音源を保存してございますので、ご希望のあった場合にはCDで対応したいと考えております。町にいらしていただいた方に対してはCDを渡して、町外の方については電話等で連絡をいただいてCDを送付する、あるいは将来的には音源をインターネット上で周知することも今後可能になるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 前向きで具体的なお答弁、ありがとうございます。ぜひその方向に向かって、しっかり住民の心に根差した文化を守っていただきたいと思いました。

ちょっと細かい話になるんですけども、実際、校歌、南部町にはどのぐらいの年代から、例えば自分が生まれてなかった頃の小学校まで残っていると、時間の範囲内でもいいので、どのぐらいの時代まで残っているか、各地区の古い学校ではこのぐらいの時代までは残っていますというお答えで結構ですので教えてください。よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、保存している校歌につきまして、名川地区から申し上げますと、剣吉小学校は大正3年に校歌が制定されたようでございまして、歌詞、楽譜、CD音源がございます。また、剣吉小学校には児童会の歌というものもございまして、これも歌詞、楽譜、CD音源を保存しております。

以下、全て歌詞、楽譜、CD音源が保存されている学校名等をご紹介します。

名久井小学校、昭和15年という記録がございました。校歌でございます。続いて、同じく校歌でございますが、名川南小学校、こちらは鳥舌内小学校及び鳥谷小学校が統合した際の校歌、平成18年制定分でございます。続きまして、鳥舌内小学校、昭和36年との記録がございます。校歌でございます。続きまして、鳥谷小学校の校歌でございます。こちらの制定年につきましては記録にはございませんでした。申し訳ございません。

続きまして、南部地区にまいりますと、向小学校、昭和12年の校歌でございました。続きまして、南部小学校、昭和11年、相内小学校、昭和28年、答弁にもございました平良崎小学校の100周年讃歌、それから昭和28年に制定された校歌がございます。

次は福地地区です。福地地区は、福地小学校の校歌が2種類ございます。昭和28年制定分と、麦沢小学校との統合によって新たに制定された平成16年の校歌がございます。続きまして、麦沢小学校の昭和47年の校歌、福田小学校は昭和40年の校歌と、福田小、埴渡小、法師岡小が統合した昭和59年の校歌がございます。それから埴渡小学校でございます。昭和35年の校歌でございます。杉沢小学校、こちらは昭和40年の校歌でございます。もう1校、福地地区に法師岡小学校がございましたが、校歌は記録にございますが、楽譜とCDの音源が当時は発見できなかったということでございます。

次に、中学校でございますけれども、名川地区、名川中学校、これは平成17年、剣吉中、名久井第一、第二中学校が統合したときの現在の校歌でございます。続きまして、剣吉中学校は制定の年は確認できなかったものの、校歌がございます。名久井第一中学校、昭和27年の校歌、名久

井第二中の校歌がございます。それから南部地区は、制定の年は定かではございませんが、南部中の校歌がございます。福地地区では昭和37年の校歌がございます。これは昭和34年に地引中学校と福地中学校が統合した際の校歌という記録が残ってございます。杉沢中学校の校歌と生徒会の歌がございます。このほか、令和5年度、昨年でございますけれども、統合した3小学校の校歌の歌詞、楽譜、音源をCDとは別に収録、保存しております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時51分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

5番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（5番 松本啓吾君 登壇）

○5番（松本啓吾君） 第128回南部町議会定例会におきまして質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

日本は少子高齢化が進んでおり、家族形態は大きく変化してきています。祖父母と同居する三世帯世帯は減少傾向にあり、現在は核家族や単身世帯が増えており、この傾向は地方において顕著に現れています。

政府が高齢社会対策基本法に基づき国会に提出している年次報告書である「令和6年版高齢社会白書」によると、日本の総人口は令和5年10月1日において1億2,435万人で、65歳以上の人口は3,623万人となり、総人口に占める割合も29.1%となりました。65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和4年では世帯数は2,747万4,000世帯と全世帯5,431万世帯の50.6%を占めていま

す。昭和55年では世帯構造の中で三世代世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていましたが、令和4年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めています。

また、2024年11月12日に国立社会保障・人口問題研究所が都道府県別の日本の世帯数の将来推計を公表しました。青森県においては、県内の65歳以上の単身世帯の割合は2020年では14.9%だったものが2050年には24.6%となり、全国で5番目に高い水準との推計です。また、青森県内の世帯総数は2020年の51万世帯から減り続け、2050年には37.1万世帯にまで減少すると推計されました。家族構成別では、夫婦と子供で構成する世帯は2020年の11万世帯から2050年には6.8万世帯となり、減少幅は全国で最も大きく、1世帯当たりの人数は2020年の2.34人から減少し、2050年には1.90人になると推計されました。

これらの推計から、地方では単身高齢者世帯の割合が増える一方、少子化や人口流出で世帯数の減少が続くと思われ、地域社会においては孤独や孤立を生まないよう支え合う体制の整備が急務になってくると考えられます。

今後、地方において世帯数の減少、そして単身高齢者世帯が増えると予想されることから、中山間地域の指定を受けている南部町の現状について、以下の3つの質問をいたします。

まず、1つ目に、空き家の現状について質問いたします。

- ①南部町において空き家数の推移はどのようになっていますでしょうか。
- ②空き家・空き地利活用促進事業補助金及び空き家バンクの活用状況はどのようになっていますでしょうか。
- ③特定空家、危険家屋の数はどのくらいでしょうか。
- ④特定空家、危険家屋の中で生活道路沿いにある家屋数はどのくらいありますか。

2つ目に、遊休農地の現状について質問いたします。

- ①南部町において遊休農地の推移はどのようになっていますでしょうか。
- ②農地中間管理事業や農地情報（貸付け・売渡し希望農地）の活用状況はどのようになっていますでしょうか。
- ③多面的機能支払交付金を活用した環境保全隊組織数の推移はどのようになっていますでしょうか。
- ④遊休農地のうち再生困難な農地の推移はどのようになっていますでしょうか。

3つ目に、特定外来生物の対策について質問いたします。

- ①特定外来生物「アレチウリ」に対して実施している対策はありますか。

ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本議員にお答え申し上げます。

まず、空き家の現状として、空き家数の推移であります。平成28年度と令和4年度に町内全域を対象とした空家等実態調査を実施しており、その結果、平成28年度は412戸、令和4年度は708戸の空き家を確認しており、6年間で296戸増加しております。

次に、空き家・空き地利活用促進事業補助金及び空き家バンクの活用状況についてであります。空き家・空き地利活用促進事業補助金は、平成30年度から開始しており、平成30年度は3件で30万円、令和元年度は4件で44万6,000円、令和2年度は2件で30万円、令和3年度は4件で50万円、令和4年度は7件で88万4,000円、令和5年度は9件で136万2,000円と、ここ数年は件数、金額ともに増加している状況であります。

空き家・空き地バンクの制度は平成19年度から実施しており、令和6年3月までに空き家については65件の登録に対し22件が、空き地については65件の登録に対し8件が、それぞれ賃貸及び売買で成約されております。利用希望者の登録件数は、これまで累計119件の登録があり、現在は65件であります。ここ数年は、空き家・空き地登録数及び利用希望者数、そして補助金の利用についても増加傾向で推移しており、空き家・空き地の解消、人口の定住化へ向けて円滑に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、特定空家、危険家屋の数であります。空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条第2項で定義されている特定空家につきましては、南部町空家等対策計画に基づく認定はございませんが、令和4年度に実施いたしました空家等実態調査において、目視により危険度ランクをAからEの5段階で評価し、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高いと判断したDランクの建物が15戸、倒壊の危険性があり、解体の緊急度が極めて高いと判断したEランクの建物が22戸、危険空き家と判断した建物は計37戸であります。

次に、特定空家、危険家屋の中で生活道路沿いにある家屋数であります。危険空き家と判断した37戸の中で生活道路沿いにある建物は25戸であります。

次に、南部町における遊休農地の推移についてお答え申し上げます。

まず、遊休農地とは、農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として活用される可能性の低い土地と、農地ではあるけれども周囲の農地と比較したときに利用の程度が著

しく低い土地の両方を指します。

遊休農地の5か年の推移であります。令和元年度は246ヘクタール、令和2年度は237ヘクタール、令和3年度は187ヘクタール、令和4年度は40ヘクタール、令和5年度は39ヘクタールであります。

なお、令和3年度から農業委員会で非農地判断を行っており、非農地と判断された農地は農地台帳から除外されることから、遊休農地は大幅に減少した数値となっております。

次に、農地中間管理事業や農地情報の活用状況についてであります。農地中間管理事業の活用状況として、件数及び借受・転貸面積は、令和元年度は163件48ヘクタール、令和2年度は48件16ヘクタール、令和3年度は29件12ヘクタール、令和4年度は33件10ヘクタール、令和5年度は260件81ヘクタールであります。

なお、令和元年度と令和5年度に件数及び借受・転貸面積が多くなった要因としましては、名川土地改良区の第2工区及び第1工区で事業を活用したことによるものであります。

過去5年間の実績として、533件、167ヘクタールの農地が農地中間管理事業により活用されており、徐々にではありますが、農地の集約化が進んでいるものと考えております。

また、農地情報とは町ホームページに掲載されている農地の貸付け・売渡し希望農地に関する情報であります。その活用状況は、令和元年度は掲載件数233件、貸付け・売渡し件数はゼロ件、令和2年度は掲載件数241件、貸付け・売渡し件数はゼロ件、令和3年度は掲載件数241件、貸付け・売渡し件数8件、令和4年度は掲載件数213件、貸付け・売渡し件数はゼロ件、令和5年度は掲載件数203件に対し貸付け・売渡し件数1件で推移しております。

仲介の機会を増やすためにホームページに掲載しておりますが、成立は過去5年間の平均で年間226件に対して1.8件の成立、割合は0.8%に留まっている状況であります。

次に、「多面的機能交付金」を活用した環境保全隊組織数の推移であります。交付金の制度は平成19年度から「農地・水・保管理支払交付金」の第1期対策が開始され、平成23年度から第2期対策、平成26年度から内容の追加、組替えをし、現在の「多面的機能支払交付金」として第4期対策に入っており、地域共同による農地、農業用水等の資源の保管理と農村環境の保全向上の取組に対し、交付金の支援を受ける団体として環境保全隊が設立されております。

この交付金の種類は、農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動を支援する農地維持支払、水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動等を支援する資源向上支払・共同活動、水路、農道等の補修、更新等の活動を支援する資源向上支払・長寿命化があり、これらの交付金を活用する環境保全隊の組織数及び取組面積の推移は、第1期開始の平成19年度は19団体で82ヘ

クタール、第2期開始の平成24年度は18団体で82ヘクタール、第3期開始の平成29年度は12団体で52ヘクタール、第4期開始の令和4年度は8団体40ヘクタールで、令和5年度と令和6年度は1団体多い9団体44ヘクタールと、1割程度増加しておりますが、制度開始当初からの推移を見ましても、団体数、取組面積ともに半減しております。

また、過去5年間の推移を見ましても、団体数で約4分の1減、取組面積で約3分の1減と、今後も保全隊員の高齢化に伴って減少傾向が続くものと考えております。

次に、遊休農地のうち再生困難な農地についてであります。遊休農地は再生可能農地と再生困難農地に分類され、そのうち再生困難農地は、農地として活用が困難であり非農地化の手続を進める土地であります。

遊休農地の再生困難な農地の5か年の推移は、令和元年度は159ヘクタール、令和2年度は154ヘクタール、令和3年度は132ヘクタール、令和4年度は15ヘクタールと減少しており、令和5年度末では6ヘクタールでありました。これは前段でも申し述べましたが、非農地と判断された再生困難農地は農地台帳から除外されることから、減少傾向の数値となったものであります。

次に、特定外来生物「アレチウリ」に対して実施している対策について、お答え申し上げます。

アレチウリは、北米原産の一年草で、輸入大豆に紛れた種子が日本に運ばれ、日本全土に広がったと言われており、現在は日本全国で確認されております。

当町でも遊休農地や道路ののり面などで確認されておりますが、農地については所有者の適切な除草作業により防除対策が取られているものと認識しております。農地以外、遊休農地で発生している場合は、種子が耕作農地へ落下することにより、さらに繁殖拡大するおそれがあることから、遊休農地の適正管理を進めていく必要があると考えております。

また、アレチウリの防除方法についてであります。発芽及び繁殖力が非常に高く、僅かでも見かけたら成長する前に小まめに駆除することが効果的であり、根元から完全に引き抜き、枯死するまでは敷地から運び出さないよう注意することが必要とされております。

町の対策といたしましては、ホームページなどで注意喚起を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありますか。松本啓吾君。

○5番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございました。

夏堀議員が質問したとおり、「街の幸福度ランキング2024」では昨年の7位から4位、「住み

続けたい街ランキング2024」では昨年3位から2位という実績もあって、空き家・空き地に関しては少しずつ努力も見られて、増えてきているというところもありますし、遊休農地に関しましても幾分か借り手もいるのかなというところが分かりました。

ただ、やはり高齢化が進んできておりまして、空き家の数の増え方のほうが上回っている、また遊休農地に関しては農地から除外される面積が増えてきているというのも数値から見て取れるかと思っております。

その中で、多面的機能支払交付金を利用した環境保全隊というのは、地域によっては環境を地域で整備していくというところで役割を担っていた部分があるんですけども、やはり高齢化も増えているということで、団体数が減少しているというのがお聞きして分かりました。

そんな中、3つ目に質問した特定外来生物「アレチウリ」について質問したいと思います。

先日、熊本で特定外来生物のウォーターレタスが大繁殖し、問題になっているというニュースがありました。ウォーターレタスが河川の水面が見えないほど覆い尽くし、水質の悪化や生態系への影響、さらには下流に流れ出ることによって有明海の養殖施設への被害が懸念され、除去や焼却などに年間約9,600万円の費用を国と熊本市で負担しているという記事がありました。

特定外来生物のアレチウリについてですが、アレチウリが繁茂するとほかの植物を覆い隠して駆逐していきます。山林への被害だけではなく、先ほど町長がおっしゃったとおり、農作物への被害も聞かれるようになり、全国的にもアレチウリに対する危機感が高まっています。南部町においても多く見られるようになり、山林や農地、道路脇のみならず、電柱やガードレールにまで巻きついている箇所も見られます。ガードレールを越えて道路まで出てくるアレチウリもあり、道路脇でなんぶちえりバスを待つ児童や学生は危険が伴いますが、そのような場所の維持管理はどのようにされているかご答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（石橋一史君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

道路の維持管理については、それぞれ道路管理者が行うこととなっており、車両の通行や歩行者に影響がある場合は、町道については町で除去しますが、県道については県へ、また国道については国へ除去を依頼することになります。

危険箇所については、通常行っている道路パトロールで確認するほか、住民やちえりバスの運転手から通報があった場合には速やかに現地を確認して安全な通行を確保いたします。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。松本啓吾君。

○5番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

維持管理に関して、パトロール、また地域住民等によって対策等を取られているということであります。

ただ、先ほどお話しした熊本のウオーターレタスなんですけれども、ここ近年、急激な増加をしています。増えた原因としまして、気温が高い日が続いて、繁殖環境に非常に適した条件になっているというのが要因の一つであり、急増に伴い、除去作業に年間250日程度を要しているという書き込みもありました。

近年の高温等による雑木や雑草等の急激な増殖により、環境整備、維持管理作業が今までどおりでは追いつかなくなってくるというのが今後は予想されるのではないかと思います。誰も利用しない住宅は一気に老朽化が進み、建材が剥がれ落ちたり倒壊する危険性が高まります。誰も利用しない庭や農地、山林等は、雑木や雑草が景観を乱すだけでなく、害虫や害獣の発生やアレチウリ等の増加のほか、危険木や支障木を発生させてしまうこともあります。

初めに話したように、今後、世帯数の減少は、空き家及び遊休農地、再生困難農地の増加につながると考えられますし、単身高齢者世帯の増加は、今までのような家屋や農地、山林の管理が難しくなってくると思われれます。生活圏周辺の環境に悪影響を及ぼす前の対応、対策、また所有者が何か対応するきっかけとなる施策が今後は必要となると考えられますが、何か今後のことについてお考えがあればご答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

空き家等の適正管理につきましては、町内巡回時や町民から空き家等が適正に管理されていないとの通報があった場合には、空き家等の状況を現地確認するとともに現況写真を撮影してきます。その後、所有者等に対して、住民から苦情が町に寄せられているということで、現在の状況はこのような状況ですということで写真を添付した上で文書を送付し、住みよい環境づくりへの協力を依頼している状況でございます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） ただいまの答弁に補足させていただきますと、空き家等の適正管理につきましては、固定資産の所有者等に対しまして、空き家・空き地バンクに関するお知らせですとか空き家等の適切な管理に関する事項につきまして、固定資産税の納税通知書を送付する際に同封させていただいております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） それでは今定例会に通告しておりました次の件について質問いたします。

まず初めに、ふくちアイスアリーナについてですが、ふくちアイスアリーナの今後についてお聞きしたかったのですが、夏堀議員の質問により答弁いただきましたので、私からは追加する形で1点質問したいと思います。

ふくちアイスアリーナは冷凍機の故障により今年度休館していますが、青森県アイスホッケー連盟、地元の総合型クラブ「ななっち」などの団体からアリーナ存続の要望書が提出されました。また、先日の新聞報道には、ふくちアイスアリーナをホームリンクにしている「ななっちふくちjr.アイスホッケークラブ」の記事が掲載されており、5,000人を超える施設存続を求める署名が集まっていること、ホームリンクの休館により練習時間の変更と遠方での練習を余儀なくされ、保護者の送迎の負担と学校生活への影響が懸念されること、そして施設再開を望む子供たちの声が掲載されていました。営業再開を待つ地元のジュニアアイスホッケーチームは、氷の張っていないリンクでアイスホッケーのハンドリング練習などをしたり、また青森市や二戸市まで移動時間をかけて練習しているため、帰宅時間が遅くなることもあるそうです。

これらトップアスリートをめざす子供たちの夢を守るため、未来を担う子供たちの多様性を否定しないためにも、子育て応援を掲げる南部町として、給付だけではなく、子供たちのための環境を整備することも子育て応援の一つではないかと思い、質問いたします。

アイスアリーナについてですが、三戸郡選出の県議会議員として南部町から2人の議員が選出されており、県議会議員の協力を得て、青森県へ機器の修繕費等について助成を要望する考えはあるか伺います。

次に、ハラスメントについてであります。最近では兵庫県知事のハラスメントがニュース等で話題となり、ここ数年でも地方公共団体の長、議員、職員によるハラスメントが度々ニュース等で取り上げられております。職員の皆さんがハラスメントのない、よい環境でよい仕事をしていただくことがよりよい住民サービスにつながると思い、また前回9月定例会の一般質問において「ハラスメントを受けたんだということをそのとき悟り」と私が述べている最中に、傍聴中であるはずの議員から「通告外だろう」というやじが飛び、後日には私が述べたことに対し臨時の議会運営委員会を開き協議するなど、ハラスメントに対する議員の皆さんの熱意と覚悟が感じられ、もう既にハラスメントに関する情報を耳にしている方もいらっしゃると思われまので、このたび私は次の5件について質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、南部町役場に職員を対象としたハラスメントに対する相談窓口を設置しているか伺います。

次に、2つ目の質問ですが、相談窓口を設置している場合、これまでの相談件数を伺う、また誰がその相談を解決しているのか伺います。

次に、3つ目の質問ですが、南部町では、東日本大震災発生後、被災地に職員を派遣し、被災地の復興に協力してきました。そこで、職員の災害派遣に関し、職員に災害派遣を命ずる際、南部町では派遣する4月1日に特別昇給させ、派遣に出しているが、一部の職員だけ派遣した翌年に遅らせて特別昇給させている意図を伺います。

次に、4つ目は、職員の消防団活動に関しての質問です。

職員のみならず、南部町消防団の団員として活動されている町民の皆様方におかれましては、町民の安全を守るため昼夜を問わず活動され、感謝を申し上げます。

さて、消防団に加入している役場職員については、すんなり退団が認められた職員がいる一方で、退団届を出しても退団が認められない職員がいて、退団が認められないばかりか、ただ作文を書くだけの職員研修を受けさせられたり、消防団活動に参加していないという理由で退団させられる職員がいる一方、同じ理由で役場職員として処分される職員がいるなど、不公平な扱いに困惑されているようです。

そこで、消防団について今回の質問ですが、平成25年度から新採用職員は消防団加入を原則義務づけているが、兼業の許可申請を出さず、無許可で消防団活動をさせていたことは事実か伺

う、またその意図を伺います。

次が最後の質問です。

職員に対し「反省文を書け。書いて提出したら許してやる」や「処分するぞ」など、処分をちらつかせ、恫喝したり反省文の提出を強要したことがこれまであったかどうか伺います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

ふくちアイスアリーナにつきましては、午前中の夏堀議員にお答えしたとおりであります。

地元の2人の県議会議員の協力を得て、青森県へふくちアイスアリーナ機器の修繕費について助成を要望する考えはあるかというご質問であります。午前中も申し上げましたとおり、委員会を設置するところであり。委員の皆さんから検討していただき、提言書を基に改めて議員の皆さんと協議をさせていただき、その上でどういう方向になっていくのか、それがはっきりした時点で県議会の議員の皆さんからもお力添えをいただくようになっていくと思いますけれども、まだ方向がない中で何をお願いに行くのかという部分は、これからのことでありますので、現段階においてはまずは委員会での協議、その協議内容を議員の皆様へ報告をさせていただいて、議員の皆さんとどのような方向が望ましいのか協議をさせていただきたいと思っております。

次に、ハラスメントについてお答え申し上げます。

まず、南部町役場に職員を対象としたハラスメントに対する相談窓口を設置しているか伺うという件であります。平成27年9月1日に南部町職員のハラスメントの防止に関する要綱を制定し、施行日である同年10月1日から同要綱第6条の規定に基づき、総務課長補佐、総務課総務班長、職員互助会が推薦する職員2人、職員組合が推薦する職員2人の計6人の相談員をもって構成する苦情相談窓口を設置しております。

次に、設置している場合、これまでの相談件数を伺う、また誰がその相談を解決しているのか伺うという件についてであります。苦情相談窓口へ寄せられた相談件数は、令和2年度1件、令和4年度1件、令和5年度1件の計3件であります。

相談があった場合、相談員が2人以上で対応し、事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めており、その内容については相談員から提出

される記録簿により報告を受けております。また、相談員は苦情相談の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは要綱第7条の規定に基づき設置する苦情処理委員会にその処理を依頼することとしておりますが、現在のところ苦情処理委員会に処理を依頼された案件はありません。

次に、職員に災害派遣を命ずる際、南部町では派遣する4月1日に特別昇給させ、派遣に出しているが、一部職員だけ派遣した翌年に遅らせて特別昇給させている意図を伺うという件であります。これにつきましては、答弁しますが、誤解もありますので、しっかりとお聞きいただければと思います。

職員の昇給は、南部町職員の給与に関する条例第4条第4項及び第5項の規定に基づき、毎年4月1日を昇給日とし、昇給日以前の1年間で良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、南部町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定める基準に沿って、職員の人事評価結果や懲戒処分等の有無を基にそれぞれ決定しているものであります。

これに加えて、同規則第38条第1項第1号の規定により、職員が研修に参加し、その成績が特に良好な場合には昇給をさせることができるものとしており、1年以上の期間にわたる研修・派遣を受けた職員について、平成29年度までは研修・派遣の開始時に4号給を加算しておりましたが、平成30年度以降は、研修・派遣期間の1年を満了した翌年度当初に2号給を加算しております。

平成30年度から昇給時期及び昇給号数を見直した経緯は、規則の趣旨にのっとり、派遣期間中の勤務実績を確認した上で昇給の可否を判断する方針に改めるとともに、近隣町村における実施状況の調査結果を踏まえて見直ししたものであり、一部の職員だけ派遣した翌年に遅らせて特別昇給させているということはありません。

次に、平成25年度から新採用職員に消防団加入を原則義務づけているが、兼業の許可申請を出さず、無許可で消防団活動をさせていたことが事実か伺うという点であります。地方公務員法第38条では「職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と規定されており、職員が兼業の許可を受けようとするときは、南部町職員の営利企業等の従事制限規則の規定に基づき、職員自らが許可願を提出しなければならないものであります。

当町においては、平成25年度からの新採用職員は原則として消防団に加入することとしており、兼業許可の手続について周知を図るため、平成25年5月に、平成25年度の新採用職員8人及び既に消防団に入団していた42人の職員に対しまして、兼業の許可願の提出が必要である旨を通

知しております。また、平成26年度から令和元年度の新採用職員31人に対しましては、令和元年6月に通知しております。令和2年度以降の新採用職員につきましては、入団した際に兼業の許可願が提出されております。

なお、兼業の許可願の提出状況を再確認したところ、3人の職員が未提出であることが判明したため、先日、当該職員に改めて許可願を提出するよう通知し、手続が完了したところであり、許可願が提出されていない期間があったことは事実ではありますが、現在は消防団に入団している全ての職員に対して兼業を許可している状況であります。

次に、職員に対し「反省文を書け。書いて提出したら許してやる」「処分するぞ」など、処分をちらつかせ、恫喝したり反省文の提出を強要したことがこれまであったかどうか伺うの件であります。懲戒処分及びハラスメント相談に関する文書記録を調査したところ、そのような事実があったということは確認されず、私自身も当然そのような言動を行った事実はございません。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 再質問ですが、まずふくちアイスアリーナについてです。

答弁の中で、委員会を設置して検討する、その結果を踏まえ議員と協議し、必要があれば県議会議員の協力を考えるとのことでしたが、検討委員会で検討するに当たり、私は財源が重要な事項だと思います。7月の議員全員協議会であたりに起債の説明はありましたが、起債のほかに、例えばですけれども、国・県などの補助金とか助成金があるのか、あるとすればどのぐらい見込めるのか、何割見込めるとか、維持管理費については、例えば利用者の実態を考えると結構八戸市のチームが多く利用しているということで、八戸市にお願いできないのか、圏域で考えられないのか、そういうことにより維持管理費についてもほかの市町村からの負担もあり得る、何割ぐらいあり得るとか、そういう財源について検討して、検討委員会に提示することができる状態なのか、今現在。それとも、検討委員会は財源とか関係なく、ただ係る費用、10億円かかります、毎年何千万円の赤字です、だけで検討委員会を開くつもりなのかお聞きしたいと思います。

次に、ハラスメントについての3つ目の質問で災害派遣に係る特別昇給について、平成30年に見直し、昇給時期が派遣後になり、昇給号数も変わったということですが、この平成30年ですが、ちょうど東日本大震災の被災地に派遣している真ただ中でした。その派遣に出された数名のうち、この改正にひっかかったのが1名だけ、見直しの影響を受けてしまっているんですね、同じ

災害派遣、東日本大震災の同じ派遣ということなのに。

給与というのは職員の収入ですから、シビアな問題だと思っています。見直すのであれば、災害派遣が終わってから見直して、見直し後の1年間は派遣を休止して空白の期間をつくるなど、職員に配慮があってもよかったのではないかと私は思っております。町長はそんな職員への配慮は必要ないと思っているのか伺いたいのが1点。

平成30年度に見直したということですが、その後、令和3年度に宮城県に職員を災害派遣に出しておりますよね。この職員は、災害派遣開始時に4号級給特別昇給させた、前の制度に戻っているということなんですが、これはどういうことなのか伺いたいと思います。

次に、ハラスメントについての最後の質問です。

「反省文を書け。書いて提出したら許してやる」「処分するぞ」と、そのような言動をした事実はないということでしたが、これは職員時代に私自身が言われたことです。お忘れですか。「反省文を書け。書いて提出したら許してやる」は、当時の副町長に町長からの伝言として伝えられたことですが、これは当時の副町長が勝手に言ったことなんでしょうか、副町長は町長の伝言ということで私に伝えたんですが。そうであれば、ここにいない当時の副町長を悪者にするつもりですかということと、あと「処分するぞ」ですが、これは私が直接町長から言われたことです。直接言われた本人を目の前にしても「事実はない」ととぼけるおつもりですか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それではお答え申し上げます。

まず、災害派遣の件ですけれども、詳しくは総務課長からも答弁させたいと思いますけれども、見直しをした、派遣していない場合は当然1年前の評価、担当課長たちがそれぞれ評価をし、最終的に私が決裁して翌年に上がるわけですが、派遣に行っている期間の評価というのは我々は分からないわけですので、後から派遣先から評価が出てきます。それを基に行ったほうがいいのではないかとということから見直しになったものと私は解釈して理解をしておりました。

1名の影響があったと。詳しくは私自身もそこまではチェックしておりませんが、それは当然同じようにしていかなければならないでしょう。ただ、その中には、1つは懲戒処分を受けている職員と受けていない職員、ここを全く同じにということのもまた、私は多少の違いが出て

きてもしようがないだろうと思う気持ちというのはそうですが、我々は条例等にのっとって、きちんとやっている職員、懲戒処分を受けた職員の違いが多少は出てくるものと思っております。

それから、先ほどの件でございます。

ハラスメントの件、「反省文を書け。書いて提出したら許してやる」「処分するぞ」と、どの場面なのか私は出てきません。これはそういう発言なのか、例えば本人に限らず職員にも、この原因は何だったのか、ちゃんと経緯を書いて出すようにということは言います。ただ、「処分するぞ」と、これは私も全く記憶に残っておりませんし、もしそれがどういう場面で言われたかというのが分かれば私も答弁できるのではないかと思いますので、内容がどうだったかというのを教えていただければありがたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 先ほどの補助金の件であります、私たちが調べている限りでは、国・県の補助金は今のところはないのではないかとということで、全員協議会でも説明しておりますが、過疎対策債や公共施設等適正管理推進事業債の活用は視野に入れておりますが、合併特例債は令和7年度完了事業に限られており、スポーツ振興くじ(toto)、大規模スポーツ施設整備助成については、令和8年度事業からの申請が可能となっております。totoの助成金については上限額がその都度変わっていきますが、私の知っている範囲で今年は上限2,000万円と認識しております。

委員会の中で財源についての協議は入るのかというご質問であります、委員会の中では財源ではなく、純粋にアイスアリーナの改修、存続、廃止、観光面のいろいろなものを町民の方々から広く意見を聞いて、その方向性について伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 私からは特別昇給についてお答え申し上げます。

まず、平成29年度末の時点において見直しを行った経緯でございますけれども、平成30年度から、従来実施しておりました青森県の実務研修、被災地支援のための派遣のほか、一般財団法人が実施する複数年の研修業務に新たに職員を派遣する予定もあったことから、制度運用の在り方

を再確認いたしました。確認いたしましたところ、三戸郡内の状況ですが、研修に行ったからといって号給加算は行っていないと回答した団体が2町、このほか研修先での勤務評価が特に良好と認められた場合に2号給を加算していると回答した町もございまして、これらを踏まえて見直ししたものでございます。

それから、令和3年度に派遣した職員が4号給上がっているというのは事実ではございません。戻ってきてから2号給を加算しているということでございます。

それから、反省文の件については、私は把握してございませんので、お答えすることは差し控えていただきます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありますか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 今の答弁に関してですが、アイスアリーナの件については、やはり財源というのは重要になってくる、判断する材料になると思うので、できれば提示してもらえればと思っております。

あとはハラスメントの件です。町長から「場面が思い浮かばない」ということでしたので、私から、そのときの件ですけれども、私は職員から消防団をやめたいという相談を受けまして、例規を見たら退団届を提出することと書いてありましたので、例規にはこう書いてあるよというのを教えたんです。それによってその職員が消防団に退団届を出したらしくて、そのことについて私が町長室に呼ばれまして、「変な指導をしていると処分するぞ」と言われたのが経緯です。そのとき私は、「例規に書いてあることを教えただけなので、変な指導などはしていません」と、「処分できるのであれば処分してください」ということは伝えたということです。それぐらいですね、町長に連絡するということで。特にありませんでした。それだけです。終わります。

○議長（工藤正孝君） これで小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時58分）

令和 6 年12月 4 日（水曜日）

第 1 2 8 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第128回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月4日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 第 1 | 報告第 18号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号） |
| 第 2 | 議案第 94号 | 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 95号 | 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 96号 | 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 97号 | 南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 98号 | 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 99号 | 南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第100号 | 南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第101号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第102号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について |
| 第 11 | 議案第103号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 第 12 | 議案第104号 | 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号） |
| 第 13 | 議案第105号 | 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 14 | 議案第106号 | 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 15 | 議案第107号 | 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

第 16 議案第108号 令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第2号）

第 17 議案第109号 令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

第 18 発委第 1 号 南部町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 19 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第110号 財産の取得について（小学校校務用パソコン等機器の購入）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君

商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター参事	岩間雅之君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	主査	佐々木慶
主査	小泉清夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第128回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第18号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） おはようございます。

それでは議案書の5ページをお開き願います。

報告第18号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、令和6年度一般会計予算に関し、歳入における選挙費委託金の増額及び歳出における衆議院議員総選挙費の増額について専決処分したものでございます。

6ページをお開き願います。専決第10号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に1,720万2,000円を追加し、予算総額を120億2,143万8,000円とすることについて、令和6年10月1日付で専決処分を行っております。

14、15ページをお開き願います。

歳出の2款4項2目衆議院議員総選挙費は、新たに目を設け、1,720万2,000円を追加したもので、衆議院議員総選挙の執行に伴う人件費及び事務経費について計上したものでございます。

ページを戻りまして、12、13ページをお開き願います。

歳入の15款3項1目総務費県委託金に衆議院議員総選挙費委託金1,720万2,000円を追加し、歳

出の衆議院議員総選挙費の財源として充当したものでございます。

以上のとおり専決処分したことにつきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第18号は原案のとおり承認されました。

◎議案第94号から議案第96号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第2、議案第94号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第3、議案第95号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4、議案第96号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第94号から議案第96号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） それでは、議案3件についてご説明いたします。

議案説明資料の5ページをお開き願います。

議案第94号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に合わせ、青森県議会議員の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて南部町議会の議員の期末手当の支給割合を改めるもので、2の内容の表中第1条改正で、今年12月の期末手当を0.1月引き上げ、1.725月分とし、第2条改正では、令和7年6月と12月の支給割合をそれぞれ1.675月分として、同じ支給割合にするものであります。

施行日は第1条改正は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用。第2条改正は令和7年4月1日であります。

次に6ページをお開き願います。

議案第95号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案第94号と同様に、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるもので、支給割合、施行日とも、議案第94号の町議会議員と同様の改正であります。

次に7ページをお開き願います。

議案第96号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額、期末手当・勤勉手当の支給割合及び寒冷地手当の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

まず、期末手当及び勤勉手当に関しては、2の内容、第1条改正①のとおり、今年12月の期末手当の支給割合を0.05月、勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げ、期末手当1.275月分、勤勉手当を1.075月分とし、8ページをお開き願います。

第2条改正のとおり、令和7年6月と12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、期末手当は1.25月分、勤勉手当は1.025月分と、それぞれ同じ支給割合にするものであります。

7 ページにお戻り願います。

寒冷地手当に関しては、次の2の内容、第1条改正②のとおり、例として世帯主で扶養親族のある職員は、月額1万7,800円を1万9,800円に引き上げるものであります。

給料月額に関しては、第1条改正③のとおり令和6年4月1日に遡って、大卒程度の初任給を2万3,200円、高卒程度の初任給を2万3,600円引き上げるほか、課長級等高齢層の職員では5,000円弱程度引き上げるなど、全職員が支給を受けている給料表の号給について所要の改定を行うものであります。

8 ページをお開き願います。

施行日は、第1条改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用。

第2条改正は、令和7年4月1日であります。

以上で議案第94号から議案第96号までの議案3件の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号から議案第96号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第94号から議案第96号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第97号「南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 議案説明資料の9ページをお開き願います。

議案第97号「南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。近年、情報公開制度の趣旨に反すると認められる開示請求が繰り返されていることから、開示請求権の濫用禁止に係る規定を新たに設けるなど、所要の改正を行うものであります。

2の内容であります。第5条の2を新設し、1点目として、行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならないこと。

2点目、条例本来の目的を逸脱し、社会通念上、適正な権利行使と認めることができない開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求を拒否することができること。

3点目、実施機関が恣意的な開示拒否を行うことがないように、開示請求を拒否したときはその旨を弁護士、司法書士、学識経験者で構成する南部町情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならないことを規定するとともに、第14条第3項に、開示決定を受けた者は、決定通知があった日の翌日から90日以内に開示を受けなければならないことを規定するものであります。

なお、本条例案及び濫用の判断基準案、その他関係規則等の一部改正案については、令和6年9月5日付で、先ほど構成メンバーをご説明いたしました南部町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問して意見を求めた結果、令和6年11月12日付で本条例案等に賛同する旨の答申をいただいたところであります。

施行日は、令和7年1月1日です。

以上で議案第97号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（工藤正孝君） 16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 私はこの条例に反対する気はないです。いわゆるカスタマーハラスメント。そういった人が現れてきたっていうことに対しては、何かしら対処しなくてはならないだろう。そういうつもりがありますので、その上でお聞きします。

5条の2、「これを濫用してはならない」とあります。濫用っていうことをどう定義するのか。定義というか、どういったことを、濫用と判断するのか、基準ですね。

もう一つ、「社会通念上」、これも同じように説明してください。どのように定義なさいますか。どういうふうに判断なさいますか。

「判断基準」とあります。制度の趣旨目的を逸脱したものであり、逸脱したと判断するその基準についても説明してください。

4つ目ですか。保護審査会に拒否した場合は、後で報告しなくてはならないということで、報告した後はどうなるんでしょうか。どのような措置がとられるのでしょうか。どのような作業が進められるのでしょうか。

それから「90日以内」とありますが、これの根拠は何でしょうか。よろしく。

○総務課参事（西館昌男君） まず第1点目、第3点目、判断基準の同じご質問だと思いますので1点目と3点目についてご説明いたします。

まず、今回このような条例改正を行うに至った経緯でございすけれども、町外在住の方が新庁舎での執務開始以降、令和6年9月10日時点までで行った開示請求件数が、町が受けた開示請求の総件数342件のうち約半数を占めている状況にあります。

当該開示請求者による開示請求手続等における権利濫用と判断される部分として、開示請求手続や行政文書の閲覧の最中に、長時間にわたり持論を展開し、話を聞くことを強要し、話を遮ろうとすると激高する。

それから開示請求を行う際、特定の職員への苦情や暗にその職員が関わった業務における対応方針の取り消しや謝罪を求めるような発言をする。

それから連絡なしに来庁し、即時閲覧を求めるなどであり、これらが行われた場合は権利の濫用であると判断するものでございます。

それから「社会通念上」というところでございすけれども、やはり開示決定を行って、開示

の日時を調整するにあたりまして、その方は連絡先を教えない方でございまして、そこら辺のところで急に来庁されて、閲覧を求めたりするといった場合もありましたので、そこはやっぱり社会通念上そういうことは許されないのではないか。要するにこちらと日程調整を行って、その日時にいらしていただくことを、そういうことをやっぱり求めていきたいと思っております。

それから4点目の情報公開・個人情報保護審査会に報告した上で、その後の対応でございますが、報告して、さらにその審査会の方々から町が開示請求の権利の濫用だというふうに判断したことが、恣意的だと言われた場合には、やはりそこは実施機関のほうで改めまして、ここはやはり開示するべきだということであれば、拒否したことを改めて開示を実施することになります。

それから「90日以内」、この部分につきましても、やはり連絡なしでずっと開示決定を行っているんですが、いらっしゃらない。いらして、見ていただきたいというふうにこちらの方からお伝えしても、「これはもう古い情報だからこれは見る必要がない」と、そういったことをおっしゃられたことがございましたので、それについても90日以内ということで改正させていただいたものです。

以上です。

○16番（川守田稔君）　ご説明ありがとうございます。

説明資料と同じことをさっきおっしゃったと思うんですけど、これを読む限りはですね、なんか私はですね、いわゆる「カスタマーハラスメント」、ちょっと前は「モンスター」というと思うんですが、そういった人が情報開示の現場でもって、カスタマーハラスメントを繰り広げるっていうふうに私は感じます。私はそのところからちょっと違和感があったんですけど、そうなのであれば、情報開示請求の条例は条例として、あんまり手を加えず、カスタマーハラスメントを行う人に対しての対処、それなりの条例を新設していくほうが、筋なのではないのかなと思ったんですよ。

それでこういう困ったときは東京都ってなもんで、ちょっと東京都調べてみました。

そしたらですね、10月4日、いわゆる通称カスハラ防止条例というのが成立している。

後で見ていただければわかるんですが、基本的にこういったことがカスタマーハラスメントに当たるのかっていうことはですね、その条例の中で指針を定めるようなことになって、その部分、こういうリーズナブルな対応だなと思うんです。

情報公開っていう精神はですね、やっぱり国をはじめ、その他の地方自治体のその良心の部分であるわけですから、そういう崇高な部分はあまりこういういびつな形にしないでですね、その

まま取っておいた方がスマートなんじゃないかなと思った次第なんです。

ですから今日この場でこの条例案は可決するのでしょうか、モデルになるような条例っていうのが東京都から出てるわけですから、その辺を考慮してですね、情報公開は情報公開だから、カスタマーハラスメントはカスタマーハラスメントとして別個に対処するのではなく、情報公開条例の精神を逸脱させないような整合性があるんじゃないのかなと私は思ってそういうふうにした次第だ。

○総務課参事（西舘昌男君）　ただいまいただきましたご提言でございますけれども、東京都は都庁に限らず、民間事業者にも及ぶカスハラ条例であったというふうに記憶しております。

町の方で今回そのようにとれる体制となったのは要するに権利の濫用ということの根拠を明確にするというところで、今回改正をさせていただくものであります。

カスハラ条例の部分についてはこれから研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（川守田稔君）　「権利の濫用」というのを、事情があって、以前一生懸命調べたことがあるんです。私、判例をいくつも読んでみました。

ところがですね、権利の濫用っていう最高裁判決、判例として残っているような、原告被告がいて、やはり原告がもっている背景だとか事情だとか、被告がもっている背景だとか事情だとか、そういったものを広範囲に審議されて判断されるっていう。なんかこれ、これは権利の濫用といってしまうと、それで済むようなことではないと思うんですよ。

ですからあまり「社会通念上」とか、「権利の濫用」だとか、そういった非常に悪くいえば曖昧な文言を、条例の中に使うこと自体もですね、あまりいいことではないような気がするんです。

できればですね、改めてご再考願えればいいなと思う次第であります。

○議長（工藤正孝君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第6、議案第98号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の10ページをお願いいたします。

議案第98号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症対策及び電力・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、町独自に実施してきている国民健康保険税の基礎課税分均等割額1万円の減額に伴う未就学児に係る被保険者均等割額の減額分について改正漏れのあった規定を加えるものでございます。

改正の内容につきましては、令和4年度から令和6年度までの未就学児に係る基礎課税額の均等割額を減額するもので、それぞれ表のとおり改正するものでございます。

施行日は公布の日です。

議案第98号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第7、議案第99号「南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第99号「南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、国で従うべき基準として定めている地域包括支援センターの職員の基準及び員数などについて所要の改正をするものでございます。

主な改正内容であります。第1条改正の南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正であります。地域包括支援センターに配置する社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種の配置基準について、常勤換算方法によることを可能にしたり、複数圏域で3職種の配置を補うことができるようにしたりするほか、条例に規定されている南部町地域包括支援センター運営協議会は、現在その役割を南部町介護保険運営協議会が担っておりますので、協議会の名称を改めるものでございます。

第2条改正の南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。第1条改正と同様に、町で設置している協議会の名称を改めるものでございます。

施行日は公布の日です。議案第99号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第8、議案第100号「南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の13ページをお開き願います。

議案第100号「南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、有害物質を下水道に流す前に除去するための除害施設の設置等に係る排水基準について、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、本条例の第11条第1項第10号中にあります、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

なお、今回の条例改正により、現在稼働中の南部公共下水道及びあかね特定環境保全公共下水道の設備について、新たな対策等の必要はありません。

施行日は令和7年4月1日であります。

以上で議案第100号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第9、議案第101号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(西舘昌男君) 説明資料の14ページをお開き願います。

議案第101号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨及び内容であります。刑法等の一部を改正する法律により、刑法が改正され、刑罰の種類のうち懲役及び禁錮が、拘禁刑に単一化されることから、条例中に懲役、禁錮という用語を含む南部町職員の給与に関する条例、南部町職員等旅費に関する条例、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例、南部町営地方卸売市場条例、南部町個人情報の保護に関する法律施行条例、南部町情報公開・個人情報保護審査会条例の計6本の条例について、拘禁刑に用語を改めるのみの改正を行うものであり、改正による影響はございません。

なお、罰則の定めのある条例改正のため、事前に青森地方検察庁に協議済みであります。

施行日は令和7年6月1日です。

以上で、議案第101号の説明を終わらせていただきます。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第10、議案第102号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 議案説明資料の15ページをお開き願います。

議案第102号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について」ご説明いたします。

趣旨であります。青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法の規定に基づき、組合を組織する団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

協議する内容であります。総合事務組合同約の別表第1及び別表第2から西北五環境整備事務組合を削除するものであります。

施行日は令和7年4月1日です。

以上で議案第102号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第11、議案第103号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 議案説明資料の16ページをお開き願います。

議案第103号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について」ご説明いたします。

趣旨であります、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、議案第102号と同様に、議会の議決を求める

ものであります。

協議する内容であります。退職手当組合理約の別表第1から西北五環境整備事務組合を削除するものであります。

施行日は令和7年4月1日です。

以上で議案第103号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第104号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） それでは、議案書の91ページをお開き願います。

議案第104号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億680万5,000円を追加し、予算総額を121億2,824万3,000円とするものでございます。

94ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正ですが、上段の小学校トイレ改修工事設計業務につきましては、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を290万円に設定し、追加するものでございます。

下段の中学校教師用教科書及び指導用教材購入事業につきましては、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を1,000万円に設定し、追加するものでございます。

102、103ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明させていただきます。

下段の2行目、2款1項2目文書広報費は、自治体システム標準化への対応を行うため、L G W A N回線更新業務の経費といたしまして202万円を追加するものでございます。

一番下の行、2款1項8目達者村事業費は商標登録更新の経費といたしまして、32万8,000円を追加するものでございます。

106、107ページをお開き願います。

中段の4行目、3款1項8目介護保険事業費は認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業への補助金として1,546万円を追加し、財源といたしまして、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を同額の1,546万円充当するものでございます。

またその下、介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業への補助金として10万9,000円を追加し、財源といたしまして、県補助金の介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業費補助金を同額の10万9,000円充当するものでございます。

一番下の行、3款2項1目児童福祉総務費は、児童手当の制度変更に係る事務経費を138万1,000円追加し、財源といたしまして、国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金を同額の138万1,000円充当するものでございます。

続きまして、次の108、109ページをお開き願います。

上段の1行目ですが、医療費に係る給付費が増加していることから、小中学生・高校生等医療給付費といたしまして、814万5,000円を追加するものでございます。

2行目、3款2項2目保育所費は、保育給付費に支出見込みに伴う3,100万円を追加し、財源といたしまして、国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金を2,369万7,000円、県負担金の子どものための教育・保育給付費等県負担金を1,095万3,000円充当するものでございます。

また、国が示す事業単価の増額及び遡及適用されたことに伴い、保育所費の保育業務委託料に83万7,000円の追加。3行目、3款2項3目、学童保育費の放課後児童健全育成事業業務委託料に182万円を追加し、財源といたしまして、国庫補助金の子ども・子育て支援交付金を88万5,000円、県補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金を88万5,000円追加するものでございます。

112、113ページをお開き願います。

上段2行目、7款1項3目観光施設費は、ふくちアイスアリーナの在り方について検討する委員会の設置に係る経費につきまして、44万9,000円追加するものでございます。

3段目、8款6項2目宅地造成費は、仮称第3あけぼの宅地造成に係る開発行為許可申請手数料を40万円追加するものでございます。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか、給与条例の改正等に伴う人件費の補正、特別会計の補正に伴う繰出金の補正を行っております。

ページを戻りまして、98、99ページをお開き願います。

歳入についてでございます。

14款国庫支出金、15款県支出金につきましては、充当先である歳出においてそれぞれ説明させていただきましたとおりでございます。

100、101ページをお開き願います。

3段目、20款5項3目雑入には、当初予算で2,800万円を計上していた原子力施設立地振興対策事業助成金が令和5年度で終了とされ、令和6年度から青森県核燃料物質等取扱税交付金が交付されることとなり、交付額は4,028万6,000円となったことから、差額分の1,228万6,000円を追加するものでございます。

なお不足する財源につきましては、10款1項、地方交付税の普通交付税を4,082万円追加し、対応するものでございます。

議案第104号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第105号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の119ページをお開き願います。

議案第105号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ276万4,000円を追加し、予算総額を22億1,367万7,000円とするものでございます。

初めに歳出について、ご説明します。

128、129ページをお開き願います。

上段の1款総務費及び下段の4款保健事業費は、議案第96号でご議決いただきました南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費増額によるものです。

2段目の2款保険給付費は、出産予定者の増加見込み3名分により、出産育児一時金を150万円増額するものでございます。

3段目の3款国民健康保険事業費納付金は、財源更正するものです。

130、131ページをお開き願います。

下段、7款諸支出金は、令和5年度実績に伴う返還金19万8,000円を増額するものでございます。
続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

ページ戻っていただきまして、126、127ページをお開き願います。

歳出補正の財源として、上段の5款1項1目一般会計繰入金は、1節出産育児一時金と4節事務費繰入金に、町負担割合に応じた予算をそれぞれ100万円と52万2,000円の増額、6節財政安定化支援事業費繰入金に普通交付税基準財政需要額の算入額決定による309万1,000円を増額するものでございます。

下段、7款返納金は、令和5年度実績に伴う返納金を4,000円増額するものでございます。

2段目の5款2項1目財政調整基金繰入金は、総額に合わせて185万3,000円減額するものでございます。

議案第105号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第106号「令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の133ページをお開き願います。

議案第106号「令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に132万7,000円を追加し、予算の総額を29億5,760万4,000円とするものでございます。

144、145ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

上段の1款から次のページの146、147ページになりますが、3款3項7目までは、先ほどご議決をいただきました南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、140、141ページにお戻り願います。

上段の3款から次のページの142、143ページになりますが、7款3項までは全て歳出でご説明いたしました人件費の財源として、国や県、町などの各負担割合に応じた補正を行っているものでございます。

議案第106号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15号、議案第107号「令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の149ページをお開き願います。

議案第107号「令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ44万2,000円を追加し、予算総額を2億9,597万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

158、159ページをお開き願います。

上段の1款総務費及び下段の4款保健事業費は、議案第96号でご議決いただきました南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い人件費を増額するものでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

ページ戻って156、157ページをお開き願います。

3款繰入金でございますが、歳出補正の財源として一般会計繰入金を増額するものでございます。

議案第107号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第108号「令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 議案書の161ページをお開き願います。

議案第108号「令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第96号でご議決いただきました南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費を補正するものでございます。

第2条は、予算第3条に定めております予定額の補正といたしまして、第3款農業集落排水事業費用に38万6,000円を追加し、予定額を2億6,367万6,000円とするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めております、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、いわゆる当年度分損益勘定留保資金で補填する額の9,535万2,000円を9,646万円に改めるものでございます。

また、予定額の補正といたしまして、第1款、公共下水道事業、資本的支出に58万4,000円を追加し、予定額を1億3,440万8,000円とするもの。第2款、特定環境保全公共下水道事業、資本的支出に52万4,000円を追加し、予定額を3億9,880万2,000円とするものでございます。

次の第4条は、予算第10条に定めております給与費に149万4,000円を追加し、予定額を2,348万8,000円とするものでございます。

164ページをお開き願います。

令和6年度南部町下水道事業会計補正予算明細書についてご説明いたします。

上段の表の収益的支出の下水道事業費用でございしますが、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費38万6,000円を追加し、総予定額を4億2,268万1,000円とするものでございます。

次に下段の表の資本的支出の下水道事業資本的支出でございしますが、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費110万8,000円を追加し、総予定額を6億5,227万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第108号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第17、議案第109号「令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(藤原正利君) 議案書の165ページをお開き願います。

議案第109号「令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

170ページをお開き願います。

補正額でございますが、歳出予算において、目内外の予算組み替えを行うもので、予算の総額に変更はございません。

171ページをお開き願います。

補正内容でございますが、2節給料から4節共済費までは、議案第96号でご議決いただきました南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するものでございます。

14節工事請負費は、低温売場建設工事完了に伴い、496万6,000円を減額しております。

26節公課費は、前年度の販売額増に伴い、消費税を195万6,000円増額しております。

24節積立金は、予算を調整したもので、153万2,000円を増額するものでございます。

議案第109号の説明は以上でございます。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第109号「南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

発委第1号「南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は説明を省略することに決定しました。

○議長（工藤正孝君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(工藤正孝君) 日程第19「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、配付しております申出のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(工藤正孝君) お諮りします。

本日、町長から議案第110号「財産の取得について(小学校校務用パソコン等機器の購入)」の1件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題

にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 議案第110号の議案1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前11時3分)

.....

○議長(工藤正孝君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程はお手元に配付のとおりです。

(午前11時4分)

.....

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長(工藤正孝君) 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは本日追加提案いたしました議案1件につきましてご説明申し上げます。

議案第110号「財産の取得について」であります。小学校の校務用パソコン等機器の購入について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(工藤正孝君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第110号「財産の取得について（小学校校務用パソコン等機器の購入）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それではご配付の追加説明資料3ページをお開き願います。

議案第110号「財産の取得について」ご説明いたします。

1の取得する財産でございますが、小学校校務用パソコン等機器でございます。

現在小学校で使用しているパソコンは、平成30年度に購入したものでございまして、OSのサポートが来年、令和7年10月14日に終了することが予告されており、以降はセキュリティ更新プログラムの提供がなくなり、情報漏えいの危険性が高まるため、新たに購入させていただきたいものでございます。

2の契約の相手方でございますが、青森市大字三内字丸山393番地270、株式会社青森電子計算センター代表取締役八島勝。

3の売買代金でございますが、3,520万円。落札率は92.75%であります。

4の発注方法であります。条件付一般競争入札、次の4ページの入開札一覧表のとおりでございます。

5の財産の概要でございますが、管理統括用サーバー3台をはじめ、ノートパソコン90台、プリンターがカラーモノクロ合わせて12台であります。

6の納入場所は、福地小学校、名川小学校、南部小学校でございます。

7の納入期限でございますが、令和7年3月21日であります。

以上で議案第110号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第128回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は11月29日から、本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決・ご承認を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきました様々なご意見や貴重なご提言につきましては、今後の事業推進に、しっかりと役立ててまいりたいと思っております。

さて、早いもので今年も残すところひと月足らずとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、まずは地震や大雨などの自然災害が多発した年でありました。

1月1日に発生した能登半島地震では、家屋の倒壊や火災により、多くの人命・財産が失われ、また多くの方が長期にわたる避難生活を余儀なくされており、本町からは、県を通じて、2名の職員を被災地支援のために派遣しました。

震災復旧中の能登地方においては、さらに9月に豪雨災害が発生し、土砂崩れや河川の氾濫による大きな被害が発生したほか、先月26日の夜には、震度5弱の地震が発生し、緊張が走ったところであります。

そのほか、4月には豊後水道を震源とする地震、8月には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁による「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意」が初めて発表されました。

また、平均気温の上昇に伴う異常気象の慢性化が進み、台風や線状降水帯による大雨災害が全国各地で発生しました。

8月12日に東北地方に上陸した台風5号は、青森県や岩手県でも被害をもたらし、本町においても町内3か所の自主避難所を開設して警戒に当たったところでもあります。

幸いにして本町では大規模な災害は発生しておりませんが、度重なる自然災害を教訓とし、油断することなく、町民の生命と財産を守るため、引き続き防災・減災体制の強化、治水事業の促進に努めてまいります。

今年の夏は気温の高い日が続き、非常に暑さの厳しい年でもありました。

熱中症対策のため、いちょうホールなど5つの施設を「クーリングシェルター」に指定し、7月から9月までの間、平日・休日を問わず一般開放するとともに、「ほっとスルメール」や防災行政無線による熱中症警戒情報の周知を行ったところでもあります。

また、6月には町営市場の低温売場が完成・稼働し、生産者の皆様が出荷した青果物を、夏季の高温時においても、鮮度を落とすことなく出荷することを可能としております。

平均気温の上昇や気候の変動は、農作物の生育への影響も懸念されるところであり、今年のサクランボにつきましては、5月の作柄調査では平年並みの着果率であったものの、その後、低温多湿の日が続いたことにより裂果が発生し、また、6月中旬以降の高温により生育が早まったことから、商品として提供できる数量が大きく減少し、「さくらんぼ狩り」の期間を8日間短縮しての開催となりました。

米やりんごについても高温の影響が心配されましたが、生育・収穫ともに順調に進んだところであり、今後も県及び関係機関と連携しながら、気象状況とそれに対応した栽培管理情報の把握に努め、生産者の皆様への情報提供を行ってまいります。

経済の状況としましては、昨年から物価の高騰が引き続いており、現在も住民生活や事業者の経営を圧迫している状況であります。

町といたしましては、国による新たな「非課税世帯・均等割課税世帯等給付金」のほか、令和2年度から実施している「国民健康保険税の特別減税」や「特別プレミアム商品券発行事業」の継続、「商工事業者販売促進事業補助金」による商工業者の支援など、町独自の施策を含む物価高騰対策を実施しているところであり、今後においても、賃金引き上げに取り組む国の施策や地域経済の動向を注視しながら、ニーズの把握に努め、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

今年4月に、民間の有識者グループ「人口戦略会議」は、全国の地方自治体の4割が2050年までに、20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある」とする分析を公表しました。

人口減少・少子高齢化は全国的な課題であり、国においては、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各自治体の取り組みへの支援を行っておりますが、東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておりません。

先月20日に開催された全国町村長大会においても、「少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別決議」が採択され、国全体として人口減少問題と東京圏への一極集中に立ち向かい、これまでの成果と反省を活かした新たな地方創生により、持続可能で活力のある地域社会の構築に取り組んでいくことが重要であるとされました。

本町ではこれまで、移住・定住促進に向けた取り組みとともに、町独自の子育て支援事業に取り組み、「0歳から大学卒業までの切れ目のない手厚い支援」を実施してきたところであり、今年度は新たに、県による「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、「小・中学生の修学旅行費用の無償化」や、小・中学生及び高校生を対象とする「入学支援金事業」として、ランドセルや制服の購入費補助を実施することとしております。

今後も、国や県と連携しながら、「子育てにやさしい町・南部町」のさらなる充実とともに、今年度中に設計が完了する仮称第3あけぼの宅地分譲など、移住・定住促進に向けた施策を推進し、持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいります。

さて、町では、現在、今年度事業の執行状況を確認しながら、令和7年度当初予算の編成作業を行っているところであります。

定年延長や会計年度任用職員への期末・勤勉手当の支給、民間給与の上昇に基づく人事委員会勧告による人件費の増額のほか、エネルギー価格・物価の上昇や、民間の賃金引き上げによる施

設管理や民間委託費の継続的な増額などが見込まれ、より一層の歳出削減と創意工夫に取り組んでいかなければなりません。

予算編成に当たっては、町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うことが必要であり、職員にはその旨指示しているところであります。

限られた財源の中で、より質の高い行政サービスを提供できるよう、議員各位のご指導をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、日に日に寒さも厳しさを増し、本格的な冬の到来となってまいりますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、また、来たる令和7年が、南部町と町民の皆様にとって、より良き年となりますようご祈念いたしまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は11月29日から本日までの6日間、条例の制定や令和6年度各会計補正予算案などについて、熱心に審議を賜り、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、今後の施策に反映されますことを、強く要望する次第であります。

議会といたしましても、町民の皆様の平穏な日常生活と、活力ある地域経済を取り戻せるように、町当局と連携を図りながら全力で取り組んでまいります。

今年も残り少なくなりましたが、皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではありますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　これをもちまして第128回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時20分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤正孝

署名議員 川守田稔

署名議員 工藤愛